

四万十町第 2 期障害者計画・
第 3 期障害福祉計画

平成 24 年 3 月

四万十町

目 次

第 1 部 序 論

第 1 章	計画の概要	1
第 1 項	計画策定の趣旨	1
第 2 項	計画の位置づけ	2
第 3 項	計画期間	2

第 2 部 第 2 期障害者計画

第 1 章	計画の基本方針	3
第 1 項	基本理念（障害者施策における基本的な考え方）	3
第 2 項	基本目標	4
第 3 項	施策体系	5
第 2 章	施策の展開	6
基本目標 1	お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり	6
基本目標 2	地域生活を支える保健・福祉・医療の充実	12
基本目標 3	心豊かな暮らしをもたらす社会参加の促進	23
第 3 章	計画の推進にあたって	32

第 3 部 第 3 期障害福祉計画

第 1 章	基本的な視点	33
第 2 章	障害のある人の状況及びサービスの状況について	35
第 1 項	障害者（児）数	35
第 2 項	地域資源	38
第 3 項	サービスの利用状況	40

第 3 章	第 2 期障害福祉計画の進捗状況と課題	43
第 1 項	第 2 期計画の進捗状況	43
第 2 項	今後の課題	43
第 4 章	平成 26 年度までの地域生活移行の目標	46
第 1 項	福祉施設の入所者の地域生活への移行についての目標	46
第 2 項	入院中の精神障害者の地域生活への移行についての目標	46
第 3 項	障害のある人の一般就労への移行についての目標	47
第 4 項	就労移行支援事業の利用者数についての目標	48
第 5 項	就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合についての目標	49
第 5 章	平成 26 年度までのサービスの目標	50
第 1 項	自立支援給付	50
第 2 項	地域生活支援事業	56
第 6 章	障害児支援のための計画的な基盤整備	62
第 7 章	円滑な推進に向けた方策	63

資料編

四万十町障害者計画策定のためのアンケート調査結果概要	65
「第 3 期高知県障害福祉計画」高幡圏域（抜粋）	82
四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	89
四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿	91

第 1 部 序 論



第 1 章 計画の概要

第 1 項 計画策定の趣旨

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障害のある人に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置づけられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務づけられました。本町では、平成 19 年 3 月に障害者施策を計画的、総合的に推進するため、5 年間の障害者施策のあり方を定めた「障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「障害福祉計画」を一体的に策定しました。また、平成 21 年 3 月には「障害福祉計画」部分の見直しを行い、「第 2 期障害福祉計画」を策定しました。

一方、国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、現在「障がい者制度改革推進会議」で検討が行われています。平成 23 年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されます。さらに、平成 23 年 7 月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮などの新たな視点が盛り込まれることになりました。また、障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制について定める「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた動きも進んでおり、平成 24 年中に法案が国会に提出され、平成 25 年 8 月から施行が予定されています。さらに、平成 22 年 12 月にこれに先んじて障害のある人等の地域生活支援のため、関係法律の整備が行われました。そのなかで障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月には同行援護やグループホーム・ケアホームの利用の際の助成がはじまりました。また、平成 24 年 4 月には利用者負担について、応能負担を原則とすることを明確にし、相談支援の充実などが本格的に施行されることになっています。

こうした動きのなかで、改正後の障害者基本法の理念にのっとった「障害者計画」の見直しを行うとともに、平成 24 年度から平成 26 年度までの障害福祉サービス等の提供のために必要な見込み量算定と、その確保のための方策を定めることを目的とした「第 3 期障害福祉計画」を策定します。

第2項 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、市町村における障害福祉施策の基本的な計画となるものです。

「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。この2つの計画を一体的に策定することとします。

(参考)

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3項 計画期間

本計画は、平成24年度から28年度までの5年間を計画期間として策定することとします。ただし、障害福祉計画部分については、平成26年度を目標において、平成26年度までを第3期として策定することとします。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
見直し策定	第2期障害者計画				
	第3期障害福祉計画				

第 2 部 第 2 期障害者計画



第1章 計画の基本方針

第1項 基本理念（障害者施策における基本的な考え方）

四万十町障害者計画・第2期障害福祉計画を継承し、「ノーマライゼーション¹」の理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

そのためには、

○自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり

○地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる環境づくり

を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、このまちづくりの方向性を「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生²のまち 四万十町」というキャッチフレーズで表現し、地域全体がこの基本理念を共有しながら、その実現に向けた施策展開を図ります。

「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち 四万十町」

改正障害者基本法の主なポイント

- 障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に追加。
- 障害者の定義に、制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの、とする定義を追加。
- 円滑な投票のための投票所の整備や、裁判など司法手続きの際に手話など障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保することの配慮、関係職員に対する研修などを義務づけ。
- 教育について、本人や保護者に対し、「十分な情報を提供し、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と規定。
- 東日本大震災で障害者に避難情報が伝わらなかったケースを踏まえ、防災・防犯について必要な施策を講じることを義務づけ。

¹ ノーマライゼーション：「障害があっても特別に区別されることなく、健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが正常（ノーマル）な社会である」という考え方にに基づき、その実現に向けて取り組むこと。

² 共生：相互に利益を与え合いながら一緒に生活していくこと。

第2項 基本目標

基本理念に基づき、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」の実現に向け、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

さまざまな交流や学習機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を促進するとともに、障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化³を推進し、地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や違いを尊重し合いながら、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

基本目標2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

障害のある人やその家族等の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供体制の確保や質の向上を進めます。また、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係分野及び関係機関の総合的な連携のもとに支援体制の充実を図るとともに、権利擁護の推進に努め、地域で安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標3 心豊かな暮らしをもたらす社会参画の促進

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一員として貢献することができ、その人の意向に応じて積極的に社会参加することができる環境づくりを推進し、意欲と生きがいに満ち、心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

³ バリアフリー化：高齢者や障害のある人等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くための施策。

第3項 施策体系

基本目標の実現に向け、各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

主要施策 1-1	相互理解の促進
主要施策 1-2	ボランティア活動の促進
主要施策 1-3	福祉のまちづくりの推進
主要施策 1-4	災害時対策の充実

基本目標2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策 2-1	在宅生活支援の充実
主要施策 2-2	日中活動の場の充実
主要施策 2-3	生活の場の確保
主要施策 2-4	経済的支援の周知
主要施策 2-5	相談支援の充実
主要施策 2-6	保健・医療の充実
主要施策 2-7	権利擁護の推進

基本目標3 心豊かな暮らしをもたらす社会参画の促進

主要施策 3-1	療育・教育体制の充実
主要施策 3-2	雇用促進と就労支援の充実
主要施策 3-3	移動・コミュニケーション支援の充実
主要施策 3-4	スポーツ・文化活動の促進
主要施策 3-5	障害者団体の育成・支援

第2章 施策の展開

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

主要施策1-1 相互理解の促進

現況と課題

障害に対する理解促進に向けて、町広報やケーブルテレビ等でサービスや制度の周知を行い、また、障害者週間には四万十ふくしフェアを開催するなど、意識啓発活動を進めています。

障害のある人が地域で自立した暮らしをしていくためには、障害のある人を支える地域の理解が必要となることから、今後も引き続き、ノーマライゼーションの理念や共生に対する理解を深めていく取り組みに、力を入れていかなければなりません。

施策の方向性

障害の特性や配慮について知ってほしいことなどを集約し、町民に周知するとともに、福祉教育など障害に対する理解促進に向けた取り組みを推進します。さらには障害のある人同士あるいは障害の有無に関わらず、交流促進を図っていきます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
町広報等での意識啓発	広報づくりのための研修を進め、広報内容の充実を図ります。アンケート結果の公表やノーマライゼーションの理念等についての記事を掲載し、町民に対する意識啓発を行います。
各種イベントへの参加促進	町内外で実施されるスポーツ大会や各種レクリエーションにおいて、障害のある人も気軽に参加できるような配慮や支援を行い、さまざまな人が交流できる場の創出に努めます。
町職員に対する研修	町職員の障害に対する理解に向けた研修を、職員研修担当部局の協力のもとに進めます。
福祉教育の推進	関係機関との連携を図り、地域や教育現場での福祉教育の推進に努めます。

主要施策 1-2 ボランティア活動の促進

現況と課題

ボランティア活動においては、各地域でボランティア連絡協議会等が組織され、福祉イベントや障害のある人に対する支援活動が行われています。

精神障害者に対するボランティア活動では、ボランティア活動支援事業を通じて精神障害者ボランティア団体等による啓発イベントや研修など各種活動が活発に行われています。

施策の方向性

ボランティア活動が活発に行われるよう、障害のある人のニーズの把握に努めながら、活動の場や機会の確保、ボランティア養成講座の開催等により、町民が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
ボランティア活動支援事業 (地)	精神障害者の社会復帰に向けた活動に対する情報提供や精神障害者に対するボランティア活動に対する支援を、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携して行います。
ボランティアはじめの一步	現在活動しているボランティアグループとボランティア活動をはじめたい人が一緒になって、事例発表や入門講座の開催を実施し、ボランティア活動の促進及びさらなる活動の活性化を図ります。
ボランティア講座等の開催及び参加促進	ボランティア養成講座や手話講座などを実施します。また、関係機関と連携し、県や社会福祉協議会等が実施する各種講座等の周知を積極的に行います。町外のボランティア団体との交流を通じて情報交換を行い、内容の充実を図ります。

※(地) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 1-3 福祉のまちづくりの推進

現況と課題

障害のある人が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に向けたアプローチが必要です。

ハード面のバリアフリー化については、ハートビル法⁴に基づき、誰もが利用しやすい公共空間の整備を進めていますが、必ずしも十分整備されているとはいえない状況です。アンケート調査でも、外出時に困ることとして、「交通機関が利用しにくい」、「建物の段差や階段」、「歩道の段差や障害物」、「外出先のトイレが利用しにくい」と回答した人の割合が高くなっており、外出先でのバリアフリー化に不備があることの指摘が挙げられています

平成23年度においては、窪川街分地区を対象にバリアフリーチェックを行い、四十万町バリアフリースイッチマップづくりを進めてきました。さらに、窪川街分地区以外にもトイレマップづくりを拡大し、障害のある人にやさしいバリアフリー化を町内全体に推進していく必要があります。

施策の方向性

すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン⁵の視点に立って、障害のある人等の声を取り入れながら、公共空間のバリアフリー化を推進していくとともに、地域生活の拠点となる住環境の改善に努めます。

また、町民に対して広くバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障害のある人が安心して暮らし、外出できる生活環境づくりを進めるため、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化を町内全体に推進していきます。

⁴ ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、平成6年に制定された法律。

⁵ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすい製品設計。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
公共施設及び道路等のバリアフリー化の推進	集会所等多くの人が利用する公共施設や道路について、段差の解消や歩道の確保、障害者トイレの整備などのバリアフリー化を推進します。 新庁舎の整備に際しては、利用者や関係者の声を聞きながら、バリアフリー化を進めていきます。
公営住宅整備事業	障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建設に際しては、バリアフリー化を推進します。既存の町営住宅においては、バリアフリーの視点で、必要に応じ住宅改造・改修を図ります。
学校施設のバリアフリー化の推進	関係機関との連携強化のもと、障害者用トイレやエレベーターの設置、段差の解消など、学校施設のバリアフリー化を推進します。
バリアフリー化に関する啓発	障害のある人が外出しにくい環境をつくらないよう、町民に対する啓発を行うなど、バリアフリー化を推進します。
住宅改造支援事業	介護の必要な重度の身体障害児・者が、住宅において安全かつ健やかな生活を送るために必要な既存住宅の改造費用を助成します。
住宅改修費給付事業（地）	身体障害児・者が、室内外における移動や、浴室、トイレ等の使用を容易にするための用具の購入や改修に要する費用の一部を助成します。

※（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 1-4 災害時対策の充実

現況と課題

アンケート調査によると、災害時等に「一人で避難できない」人や「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「薬や医療的ケアが確保できるか不安」などとする人が多いことがわかります。

地域包括支援センターでは、見守り等が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある人等に対し、地域住民同士による声かけや見守り活動の実施、災害時の安否確認等の支援を行うネットワークづくりに取り組んでいます。また、自主防災組織等による災害時要援護者の把握や、避難・救出等の訓練も行われています。

今後も、さらに迅速な初期活動が行われるよう、関係機関と連携しながら、緊急時の通報や避難体制を強化していく必要があります。

施策の方向性

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も、災害時等に援助が必要な障害のある人等について地域全体で見守り、助け合う体制の強化を図っていくとともに、地震災害の基礎知識等の理解促進や防災知識の普及啓発に積極的に取り組みます。

また、関係機関との連携体制を強化し、個人情報の保護に配慮しながら、いざという時の初期活動が円滑に行われる体制づくりを推進するとともに、避難所における障害のある人の受け入れ体制の整備に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
災害時要援護者の把握	地域包括支援センターや消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、災害時に援護が必要な障害のある人等の状況の把握に努めます。
災害時要援護者対策	災害時要援護者台帳システムを導入し、個別支援計画を作成するとともに、災害時の情報の伝達方法の仕組みづくりを進めていきます。
施設における防災対策の促進	社会福祉施設等に対し、防災設備の整備や施設入所者の避難対策を講じるよう指導します。
避難所における障害者受け入れ体制の整備	災害時に障害のある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。また、災害時要援護者のための福祉避難所は、現在、町内に3か所しかいないため、新たに受け入れ可能な施設を増やします。



基本目標 2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策 2-1 在宅生活支援の充実

現況と課題

障害のある人が地域で安心した暮らしを営んでいく上で、在宅生活を支える各種サービスの充実は欠かせません。利用実績はやや減少傾向にありますが、アンケート調査でも、訪問系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業などのサービスを約7～8割の人が、「いつか利用したい」サービスとしてあげており、今後、ニーズが増加してくるものと思われます。

特に、身体介護や家事援助といった居宅介護等については、障害者や介護者の高齢化に伴ってその需要が増加すると見込まれることから、提供体制の充実を図る必要があります。

また、障害者の短期入所については、町内及び近隣市町の事業所において対応するなど、提供体制についてはほぼ確保できていると思われますが、一方で緊急時の受け入れの検討が必要です。

今後は、地域生活支援事業として位置づけられた「日中一時支援事業」とあわせ、障害者の在宅生活を支える家族や介助者に対する支援のさらなる充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

在宅生活を支える居宅介護等について、障害者自立支援法では、3障害が一元化されたことから、それぞれの障害特性を理解したヘルパーの確保・養成と、サービス提供体制の確保に努めます。

また、介護している家族等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、障害者を一時的に預かる場の充実を図り、在宅生活を支援します。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
食の支援対策	調理が困難な一人暮らし等の障害のある人に対し、配食サービスも含め、食の支援対策のあり方の検討を進めていきます。
居宅介護等（自）	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。
訪問入浴サービス（地）	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
短期入所（自）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
日中一時支援事業（地）	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
日常生活用具給付事業（地）	障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。
補装具費の支給（自）	身体障害者（児）を対象に、身体機能を補うための補装具の交付または修理に要する費用を負担します。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 2-2 日中活動の場の充実

現況と課題

障害のある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域でいきいきと過ごすことのできる日中活動の場が重要な役割を果たすことから、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制を確保していく必要があります。

通所サービスについては、3障害に対応した生活介護サービス提供事業所（オイコニア）、就労継続支援A型事業所（しまんと創庫）や、就労継続支援B型事業所（由菜の里・あさぎり・やまびこ）によるサービス提供を実施してきました。通所介護事業所（緑林荘・さくら貝）も基準該当事業所として登録し、利用希望者への対応を行っています。

また、障害のある人の集う場所として「あったかふれあいセンター」、「障害者憩いの場ほっとサロン」、「パン工房たんぽぽ」などの日中活動の場の充実に努めています。

施策の方向性

介護保険サービス提供事業者と連携し、基準該当サービスの登録制度を活用することにより、利用者が主体的に選択し、身近な場所で必要なサービスが適切に提供される体制の充実に努めます。

また、障害のある人の日中活動の場として、今後も、「あったかふれあいセンター」、「障害者憩いの場ほっとサロン」、「パン工房たんぽぽ」などの活動の充実に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
生活介護（自）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作活動等の機会の提供を行います。
自立訓練（機能訓練）（自）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）（自）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
療養介護（自）	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活訓練等事業（地）	障害のある人の日中活動の場として、調理教室や創作的活動、野外活動等を実施し、社会参加と交流促進を図ります。また、今後も新規利用者の拡大に取り組んでいきます。
地域活動支援センター事業（地）	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として地域活動支援センターにおいて、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供します。
あったかふれあいセンター事業	窪川・大正地域は拠点施設として、障害のある人の日中の居場所や就労支援、相談支援を推進していきます。また、町民の身近な地区でのサテライト事業を展開していきます。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 2-3 生活の場の確保

現況と課題

施設に入所している障害者の家族に対するアンケート調査によると、今後の暮らし方の希望として、ほとんどの人が継続して入所することを希望しています。こうした現状を踏まえ、「施設から地域へ」を基本的な方向としながら、グループホーム等も含め、支援の必要な人が安心して暮らしていくことのできる生活の場を確保していかなければなりません。

平成23年12月末現在、障害者支援施設オイコニアには、22名が入所し生活の場としているほか、町外の入所施設に29名が入所しています。また、グループホームに15名、ケアホームに24名が入居しています。

施策の方向性

支援の必要な人が施設を生活の場として適切に利用できるよう、経過的措置の制度について周知していきます。

また、地域での暮らしを希望する人が生活の場として利用できるグループホーム等については、ニーズを把握しながら地域生活移行の実現に向け、町内に設置できるよう積極的に取り組んでいきます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
地域生活移行支援	生活の場を施設や病院等から地域へ移行できるように、関係機関が集まって、具体的に話し合いを進めていきます。
グループホーム（自）	グループホームの町内への設置について、積極的に取り組んでいきます。家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
ケアホーム（自）	ケアホームの町内への設置を検討します。家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行うとともに、食事・入浴・排せつ等の介護を行います。
施設入所支援（自）	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

主要施策 2-4 経済的支援の周知

現況と課題

アンケート調査で、地域で暮らし続けるための課題についてみると、「生計に不安がある」が最も多く、また、生計を支える収入源は「年金・手当」が主であり、将来への不安を感じている人が多いです。

現在、手帳交付時において、特別障害者手当等の各種手当や障害年金、各種割引制度や税等の減免について、該当すると思われる人に対して説明や手続きの取り扱い、担当窓口への紹介等を行っていますが、今後も、周知と制度の利用促進を図っていく必要があります。

施策の方向性

各種手当や障害年金、各種割引制度、税等の減免制度等について、適切に利用できるように、引き続き制度の周知と利用促進を図ります。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
各種手当の周知及び手続き	特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・高知県重度心身障害児療育手当について、制度の紹介及び申請手続きを行います。
各種割引及び減免制度に関する情報提供	公共交通機関等の各種割引制度や税・利用料等の減免制度等について、さまざまな機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。
心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度の障害になった場合に、障害児・者に終身一定の年金が支給される制度について、制度の紹介及び加入・支給等の手続きを行います。

主要施策 2-5 相談支援の充実

現況と課題

障害全般の相談窓口としては、本庁・総合支所、相談支援センターくすのきがあり、相談業務を実施しています。また相談内容により必要に応じて専門機関につなげるなどの対応を行ってきました。

また、民生・児童委員や障害者相談員も身近な相談窓口として相談に応じているほか、より専門的なケースにおいては、療育福祉センターや福祉保健所が実施している巡回相談・嘱託医相談（県事業）等により対応しています。

今後も、町が相談支援事業の実施主体として3障害に対応した長期的な相談支援を行うことが必要となることから、専門職の確保及び職員のさらなる専門性の向上が課題となるほか、本庁・総合支所及び関係機関との連携体制を強化していく必要があります。

施策の方向性

障害の状態に応じたきめ細かな支援が行えるよう相談支援専門員や理学療法士、保健師等、専門職の確保及び専門性の向上に向けた取り組みを推進し、適切なケアマネジメント⁶の実施に努めます。

さらに、町内への相談支援事業所の設置、広報・啓発活動、相談窓口の充実・周知など相談支援事業の充実を図るとともに、自立支援協議会を中心に、地域の関係機関と連携しながら、困難事例への円滑な対応やきめ細かな相談支援に努めます。

⁶ ケアマネジメント：地域にあるサービスを有効に活用できるよう、本人の意向を尊重しながら、福祉、保健、医療、教育、就労等におけるニーズとさまざまなサービス提供主体をつなぎ、調整すること。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
相談支援事業（地）	積極的に適切な情報を提供できるよう、対応する職員等の専門性の向上を図ります。
相談支援事業所の設置	町内への相談支援事業所の設置に向けた取り組みを図ります。
広報・啓発活動	広報・ケーブルテレビ・機関紙等により、情報の周知を充実させるとともに、「四万十ふくしフェア」を自立支援協議会が中心となって実施するなど、広報・啓発活動を行います。
相談窓口の充実・周知	相談業務に従事する職員の資質向上を図り、関係機関との連携を強化し、顔の見える関係づくりに努めていきます。また、相談窓口について、一覧表の活用等により、住民への周知を進めます。
自立支援協議会（地）	相談支援事業の適切な運営と、困難事例への円滑な対応、地域の関係機関の連携体制の構築等を推進します。
民生・児童委員	地域福祉の担い手として、障害のある人をはじめさまざまな支援を必要とする住民へのきめ細やかな相談・支援活動を行います。
身体障害者・知的障害者相談員	障害のある人の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行います。

※（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 2-6 保健・医療の充実

現況と課題

現在、母子保健として保健師が新生児を全戸訪問し、発達状態や家庭の状況についての把握及び育児支援を行っています。また、乳幼児に対する健康診査や訪問指導を実施し、運動機能や視聴覚障害、発達障害や精神発達の遅れなどについて、適切な指導・助言に努めるとともに、必要に応じて療育福祉センターや児童相談所等の専門機関につなげています。児童虐待についても、保育所や教育委員会等と連携しながら情報共有し、「子ども支援ネットワーク」等において対応しています。

成人保健においては、障害の原因となる疾病の予防や早期発見に向けた健康診査や保健指導、健康教育を実施しています。

精神保健については、事業所や家族会等との定期的な情報交換、訪問による病状把握や生活状況等の確認及び対応を行い、必要に応じて医療機関をはじめ、関係機関と連携をとり、支援を行っています。

いのちの大切さの啓発やうつ病の予防については、「いのち大切・こころ健康」事業を通し、啓発活動に取り組んでいます。

課題としては、産科・小児科・精神科医療機関の不足も指摘されており、その対策が求められています。

施策の方向性

今後も乳幼児に対する健康診査や訪問指導、発達相談などの保健業務を実施し、障害の早期発見に努めるとともに、保護者等に対して障害に関する知識の習得や理解の促進を図ります。

また、関係機関と密に連携し、それぞれの障害種別や状況、ライフステージ⁷に応じた適切な療育が受けられる体制づくりに努めるとともに、必要な医療が受けられるよう、自立支援医療をはじめとする各種医療制度や医療機関等について広報紙やホームページ等で周知していきます。

さらに、精神障害者の社会的入院の軽減のためにも、医療機関と連携しながら、地域においてさまざまなケースに対応できる体制の強化を図るとともに、生活の場となるグループホームの設置に向けて積極的に取り組んでいきます。

課題としている専門医療機関の不足については、広域的な連携のもとに充実を図るように努めていきます。

⁷ ライフステージ：年齢の段階。人生のある時期。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
乳幼児健康診査	乳幼児期において健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。
新生児・乳幼児訪問	すべての新生児に対し、保健師等が訪問し、児の発達や家庭の状況把握及び育児支援を行います。また、支援が必要な乳幼児や健診未受診者等に対する訪問も行います。
こどもの発達相談	身体発達・発育に支援が必要な児、その保護者を対象に早期療育へのつなぎや育児支援を行います。
育児相談	子育てについての悩みや発達等に対し保健師等が相談に応じます。
健康診査（成人）	疾病の早期発見に努め、健康状態の把握をすることで自らの健康管理を促進します。特に受診率の低い40・50歳代の受診を勧めます。
健康教育（成人）	健康に関する正しい知識の習得と生活習慣病の予防に向けた教室を開催します。
家庭訪問	家庭を訪問し、病状や治療、生活状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や福祉サービス等につなげます。
精神障害者嘱託医相談	「嘱託医相談」（県事業）を活用し、精神科受診のきっかけづくりや家族等への助言を行い、適切な精神科医療の活用を図るとともに、医師等との検討会を通し、支援者の技術向上を図ります。
自殺予防・うつ病予防事業	「いのち大切・こころ健康」事業を通じ、いのちの大切さや心の健康についての啓発を継続するとともに、相談支援体制の強化を図ります。
自立支援医療（自）	身体障害の更生に必要な医療や精神疾患の治療を受けるための医療について、医療費の一部を助成します。手続きや制度の内容についての理解・活用促進を図ります。
福祉医療	重度の障害のある心身障害児・者を対象に、医療費にかかる保険給付の自己負担分について助成を行います。
腎臓機能障害者通院費助成	町外の医療機関で月8回以上通院し透析療法を受けている人に対して通院に要する費用の一部を助成します。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

主要施策 2-7 権利擁護の推進

現況と課題

権利擁護に向けた取り組みについては、高知県社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の利用促進、支援のほか、成年後見制度についてもポスターやパンフレットの配置等により、その周知及び利用促進に努めています。

今後は、こうした制度のさらなる活用を促進しながら、障害のある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていく必要があります。

施策の方向性

平成24年度より「日常生活自立支援事業」については高知県社会福祉協議会から委託を受け、しまんと町社会福祉協議会が実施することから、より身近で利用しやすい制度となることが期待されます。引き続き成年後見制度についてもその周知や利用促進を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や虐待（身体的・精神的・経済的等）の防止に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
成年後見制度の周知	障害のある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く広報・啓発します。併せて、専門職と連携した利用促進、支援の取り組みの強化を図ります。
日常生活自立支援事業	認知症がある高齢者や知的障害者・精神障害者など自己決定能力の低下した人の金銭管理や福祉サービス利用を支援します。平成24年度より、しまんと町社会福祉協議会が実施主体となり、より身近で連携がとれた事業展開を図ります。
関係機関による情報共有	障害のある人の権利擁護・人権侵害に関する情報について、関係機関の連携による情報共有ネットワークづくりを進めます。
障害者虐待防止センターの設置	障害者虐待対応の窓口等となる障害者虐待防止センターの設置を図ります。

基本目標 3 心豊かな暮らしをもたらす社会参加の促進

主要施策 3-1 療育・教育体制の充実

現況と課題

支援の必要な児童生徒への特別支援教育を効果的に実施していくためには、できるだけ早期に、一人ひとりの状態を把握し、関係機関との連携による適切な支援を行うことが重要となります。

現在、就学前において保育所や保健師等と連携、情報共有しながら教育相談を実施しています。また、就学指導委員会において就学指導を行っています。

学校においては、特別支援教育学校コーディネーターが中心となって校内研修や特別支援教育と障害者理解に向けた取り組みを推進しています。

アンケート調査では、保育士や教職員の障害への理解と状態に応じた指導が求められており、発達障害等も含め、特別支援教育に関する教職員の資質及び指導力の向上に向けた取り組みをより一層推進するとともに、児童生徒同士の障害の理解促進に努め、地域で暮らしていくことのできる環境づくりを進めなければなりません。

施策の方向性

特別支援教育の推進にあたり、特別支援教育学校コーディネーターを中心に、教職員の資質向上に向けた取り組みを充実させるとともに、保育所・学校側の受け入れ体制の充実に努めます。

また、幼保・小・中学校や特別支援学校、関係機関との適切な連携により情報共有を図り、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、障害のある子どものライフサイクルを見据えた一貫した教育相談支援体制の構築に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
就学指導委員会	児童生徒のうち障害があり、特別な支援を必要とする人を対象に、就学指導を行います。
教育相談	主に就学に対し不安のある幼児・児童生徒を対象に、教育関係機関が巡回し、相談を実施します。
障害児保育の充実	障害のある子どもを支援するため、保育所における受け入れ体制を充実していきます。また、職員研修の実施により、指導力の向上に努めます。
校内研修	特別支援教育を学校全体で進めるため、全教職員が障害を理解するための研修を定期的に行います。
特別支援教育学校コーディネーター	特別支援教育を推進するため、学校内及び関係機関との連絡調整を行い、連携協力の体制整備を図ります。
障害のある人への理解を深めるための授業の実施	児童生徒の障害理解を促進するため、授業等において人権教育を進めます。また、専門の指導者等による教育福祉人材交流研修を年1回実施します。

主要施策 3-2 雇用促進と就労支援の充実

現況と課題

一般就労については、ハローワークなどが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

町役場での法定雇用率は現在、2.33%となっており、目標は達成されています。

アンケート調査では、全体の約4割が就労しておらず、仕事をする上で困っていることにおいても「給与・工賃などの収入が少ない」ことに不満を持っている人が多く、経済的支援の充実が望まれています。さらに、障害のある人が一般就労するために必要なこととして、「障害特性に合った職業・雇用の拡大」、「職場の障害に対する理解の促進」、「障害に対応した柔軟な勤務体制」などの意見が多く、職場での理解や障害者雇用の拡大が求められています。

福祉的就労の場としては、就労継続支援A型事業所として「しまんと創庫」、就労継続支援B型事業所として窪川地域に「あさざり」と「由菜の里」、大正地域に「やまびこ」が運営されています。しかし、限られた交通手段のなかでは事業所に通所できない場合があります、課題となっています。

施策の方向性

町役場の法定雇用率は達成しましたが、今後も行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、非常勤職員や臨時職員としての任用を推進します。

また、関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーション⁸の充実及び民間企業に対する働きかけを行い、障害のある人の就業の拡大に向け、就業生活支援センター等を活用して職場定着の促進と支援を図ります。

福祉的就労の場については、就労継続支援事業の充実を図り、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保と交通手段についても検討していきます。また、特別支援学校卒業者の就労について支援を図ります。

一方で、就労継続支援事業所にも、独自の製品開発や、公的な場に商品のPRをするなど新たな企業努力も求められています。

⁸ 職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の支援を行い、職業生活における自立を図ること。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
就労移行支援（自）	事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着などの支援等を行います。（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型）（自）	通所により、雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）（自）	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
町内事業所の連携・協働	商品の共同開発、事業所製品の利用促進について連携・協働していきます。
ハローワーク等との連携強化	障害者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなどハローワーク等とのさらなる連携強化を図ります。
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援 ⁹ やトライアル雇用 ¹⁰ をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
更生訓練費（地）	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害者で、利用負担額の生じない人及びこれに準じる人に対し、訓練内容から必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費の給付を行い、社会復帰を促進します。
施設入所者就職支度金給付事業（地）	旧法身体障害者施設にて入所・通所による更生訓練を終了し、また就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用し、就職または自営により自立した人に対し、就職支度金を支給します。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

⁹ ジョブコーチ支援：知的障害者及び精神障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細かな人的支援を行います。

¹⁰ トライアル雇用：障害者試行雇用事業。短期の試行雇用の形で受入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進する事業。

主要施策 3-3 移動・コミュニケーション支援の充実

現況と課題

移動支援としては、障害者自立支援法により、地域生活支援事業の必須事業として移動支援事業及び給付事業での同行援護が位置づけられたほか、福祉タクシー・バス事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等、障害者福祉としての外出支援事業等を実施していますが、広大な面積を持つ本町では、移動手段がない人に対する支援の充実が求められています。こうしたなか、「四万十町生活交通再編基本方針・行動計画」に基づき、十和地域から順次交通弱者の生活に必要な移動手段の確保等を目的に公共交通の再編が行われています。

コミュニケーション支援についても、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられており、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の育成・確保に努めていかなければなりません。

施策の方向性

移動支援については、地域生活支援事業により社会参加を支援するためガイドヘルパーの派遣及び給付事業での同行援護についてサービス提供体制の充実に努めます。

また、「四万十町生活交通再編基本方針・行動計画」に基づき十和地域からはじまった、交通弱者の生活に必要な移動手段の確保等を目的とした公共交通の再編を、今後も全町再編に向け段階的に進めていきます。さらに、公共交通の充実を図っても、停留所まで行けない人も多く、公共交通の再編と併せて具体的な施策の検討を進め、移動手段の確保に努めていきます。

コミュニケーション支援については、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を聴覚障害者協会等の団体に委託し、提供体制の確保を図るとともにサービスを担う人材の育成に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
福祉タクシー・バス事業	80歳以上のみで構成された世帯、1級または2級の身体障害者手帳所持者、A1またはA2の療育手帳所持者、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかに該当し、移動が困難な人に対して、福祉タクシー・バス利用券を交付します。
移動支援事業（個別支援型） （地）	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
同行援護（自）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業（地）	障害者が社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。
手話通訳者・要約筆記者派遣 （地）	聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。

※（自）障害者自立支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 3-4 スポーツ・文化活動の促進

現況と課題

県などが主催するスポーツ大会には、障害者連盟加入者や町内の施設利用者などが参加していますが、未加入者や施設を利用していない人は参加しておらず、誰もが気軽に参加できるよう情報提供及び参加支援をしていく必要があります。

アンケート調査においても、スポーツや趣味活動などの社会活動に参加していない人が約6割にのぼっています。また、今後の社会活動への参加意向をみると、「趣味の活動」、「地域の活動」がそれぞれ2割前後であるのに対し、「参加したいとは思わない」が約4割にも及んでおり、参加意欲が低くなっています。

障害のある人が地域のさまざまな余暇活動等に参加することは、その人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていく上で大きな役割を果たすことから、今後も、各種イベントに気軽に参加でき、文化や芸術に触れることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

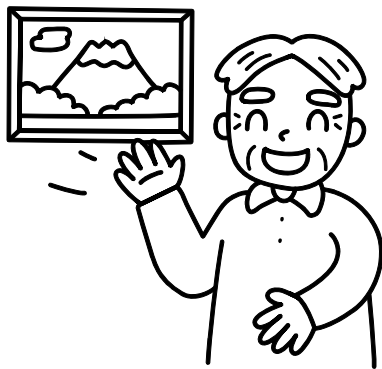
施策の方向性

ボランティアグループ等と連携しながら、障害のある人が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しつつ、ニーズに応じたスポーツ大会やイベント、各種講座等の開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の促進、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成を推進します。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
スポーツ大会・イベント等への参加促進	県が主催するスポーツ大会をはじめ、各種大会・イベント等について周知するとともに、気軽に参加できるよう支援します。
ニーズに応じた各種講座の開催	障害のある人やその家族等のニーズの把握に努めながら、参加しやすい講座の開催に努めます。
文化施設等の料金割引	障害者が気軽に文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、文化施設・体育施設の割引についての拡充を図ります。
活動を支えるボランティア等の育成・確保	障害のある人のスポーツ・文化活動を支えるボランティア等について、養成講座や広報による呼びかけ等により、育成・確保に努めます。



主要施策 3-5 障害者団体の育成・支援

現況と課題

本町には、障害者やその家族の団体として「四万十町障害者連盟」や「知的障害者保護者会愛逢クラブ」、「十和地区知的障害者保護者会」、「精神障害者家族会」等が活動しており、各種研修会や交流活動を通じ、当事者や家族の悩みの解消や情報交換などを行っています。

本町では、こうした団体に対し、各種制度の説明会や講演会の実施、団体主催のイベント等への協力等を行っています。

施策の方向性

今後も、活動資金の助成や説明会・講演会の実施、各種イベントにおける協力などを通じて団体の自主的な活動を支援し、さまざまな交流活動や社会参加活動への参加を促進します。

また、障害者施策を推進していく上で情報共有を図ったり、障害のある人が意見を出しやすい話し合いの場を設けたりするなど、当事者の意向を組み入れた事業実施や協働による施策の推進に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
障害者団体への支援	障害者団体の活動を支援するために補助金を支給します。
障害者団体の活動支援	障害者団体等が主催する各種イベント等に協力し、自主的な活動を支援します。
障害者団体等との情報共有	障害者施策について障害者団体等と情報を共有し、協働することにより、障害者施策を推進します。

第3章 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制の確立

障害者計画の推進にあたっては、自立支援協議会を中心にして、関係機関等との連携・協力のもとに、計画を推進していきます。また、自立支援協議会で、計画の全体的な実施状況の点検・評価と進行管理を行っていきます。

(2) 専門従事者の育成・確保

障害のある人の健康維持、機能回復、生活支援等に従事する専門的な人材を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を越えた研修会や交流会の開催などを通じて、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

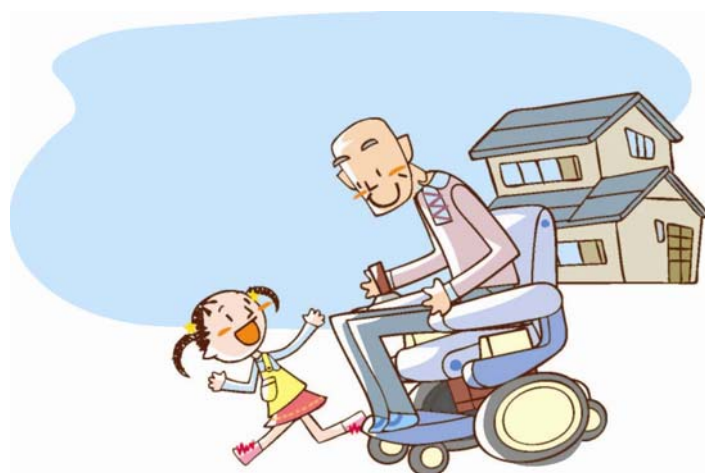
(3) 行政職員の資質向上

各種研修の充実及び参加促進などを通じ、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制の強化に努めます。

(4) 財源の確保

計画の推進に必要な財源を確保するため、町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。あわせて、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

第 3 部 第 3 期障害福祉計画



第 1 章 基本的な視点

障害者の自立と社会参加の支援等を基本とする障害者基本法の理念にのっとり、第 3 期障害福祉計画では第 2 期の障害福祉計画策定時より配慮されてきた次の 3 点を基本的な視点として掲げ、推進を図っていくこととします。

（１）障害者等の自己選択・自己決定の尊重

「障害の有無に関わらずすべての人がともに当たり前に暮らせる地域づくり」というノーマライゼーションの考え方のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要なサービスや支援を自分で選んで受けながら、自立と社会参加の実現を図っていけるよう、自己選択と自己決定を尊重します。

（２）町を主体とする 3 障害共通の多面的なサービスの充実

身体・知的・精神の 3 障害にかかわる制度の一元化への対応として、3 障害共通の多面的なサービスを提供できるよう、町が中心的な実施主体となり、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、サービスの充実を図ります。

（３）地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービスの強化

障害者等の自立と社会参加を支援する視点から、医療機関や施設入所からの地域生活への移行や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限活用しつつ、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス体制の強化を図ります。

障害者自立支援法等の主な改正内容

項 目	主な内容
①利用者負担の見直し	○利用者負担は、応能負担が原則。 ○障害福祉サービスと補装具の利用負担を合算し負担軽減。
②障害者の範囲の見直し	○発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化。
③相談支援の充実	○相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）。 ○支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大。
④障害児支援の強化	○児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）。 ○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設。 ○在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする）。
⑤地域における自立した生活のための支援の充実	○グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設。 ○重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）。
⑥その他	・ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。 ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化。 ・ 児童デイサービスに係る利用年齢の特例。 ・ 事業者の業務管理体制の整備。 ・ 精神科救急医療体制の整備等。 ・ 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討。

第2章 障害のある人の状況及びサービスの状況について

第1項 障害者（児）数

（1）身体障害者（児）

身体障害者手帳所持者数は、平成22年度末現在で1,406人となっており、減少傾向にあります。

そのうち、18歳未満の障害児が15人（1.1%）、18歳以上の障害者が1,391人（98.9%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者・児	1,483	1,429	1,421	1,415	1,406
18歳未満	17	17	14	13	15
18歳以上	1,466	1,412	1,407	1,402	1,391
うち65歳以上	1,094	1,058	1,061	1,064	1,058

各年度末現在

障害別にみると、肢体不自由が857人（61.0%）で全体の6割以上を占めています。また、内部障害のある人も多く、330人（23.5%）となっています。

等級別では、1級が393人（28.0%）で最も多く、2級の240人（17.1%）と合わせて重度の人が全体の半数近くを占めています。

身体障害者手帳の交付状況（人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	36	35	5	5	14	11	106
聴覚・平衡機能障害	2	32	13	19	0	36	102
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	10	1	0	0	11
肢体不自由	164	170	190	194	100	39	857
内部障害	191	3	39	97	0	0	330
合 計	393	240	257	316	114	86	1,406

平成22年度末現在

(2) 知的障害者（児）

療育手帳所持者数は、平成 22 年度末現在で 157 人となっており、増加傾向にあります。

そのうち、18 歳未満の障害児が 18 人（11.5%）、18 歳以上の障害者が 139 人（88.5%）となっています。

療育手帳所持者数の推移（人）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
知的障害者・児	134	139	147	152	157
18 歳未満	13	14	15	15	18
18 歳以上	121	125	132	137	139

各年度末現在

障害程度別にみると、障害児では軽度が、障害者では中度が最も多くなっています。

療育手帳の交付状況（人）

	最重度	重度	中度	軽度	合計
18 歳未満	2	2	5	8	17
18 歳以上	18	33	61	28	140
合計	20	35	66	36	157

平成 22 年度末現在

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度末現在で53人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成22年度には増加し、175人となっています。

精神障害者の状況（人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害者保健福祉手帳	56	55	54	63	53
自立支援医療（精神通院）	175	168	164	163	175

各年度末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者について等級別にみると、2級所持者が42人（79.2%）と最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の交付状況（人）

	1級	2級	3級	合計
精神障害者	2	42	9	53

平成22年度末現在

第2項 地域資源

(1) サービス提供事業者

本町に設置されている障害者・児施設は下記のとおりとなっています。また居宅サービスについてはしまんと町社会福祉協議会など6事業所がサービス提供をしています。

四万十町の障害者・児施設

施設種別	施設名	所在地	定員
障害者支援施設	オイコニア	仁井田 462 番地	入所 50 通所 4
就労継続支援 A 型	しまんと創庫	神ノ西 1229 番地 2	20
就労継続支援 B 型	あさぎり	東町 4 番 13	20
	やまびこ	大正 190 番地	20
	由菜の里	北琴平町 4 番 8 号	20

居宅サービス提供事業者の状況

サービス種別	事業所名	所在地
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわ	茂串町 11 番 30 号
	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所たいしょう	大正 32 番地 1
	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会基準該当居宅支援事業所とおわ	昭和 470 番地 6
自立訓練 (生活訓練)	デイサービスセンター緑林荘	仕出原 496 番地 1
	デイサービスセンターさくら貝	興津 2520 番地 1
短期入所	オイコニア	仁井田 462 番地

※サービス種別については第5章参照

(2) 医療体制

本町には、自立支援医療機関として指定されている医療機関が、更生医療で 1 か所、精神通院医療で 3 か所あります。

指定自立支援医療機関

種類	医療機関名	所在地
更生医療	くぼかわ病院	見付 902 番地 1
精神通院医療	くぼかわ病院	見付 902 番地 1
	大西病院	古市町 6 番 12 号
	石川ヘルスクリニック	榊山町 7 番 23 号

(3) 相談窓口

障害に関する相談は、下表の窓口で受け付けています。

主な相談窓口

相談窓口	所在地
四万十町役場健康福祉課	四万十町茂串町 3 番 2 号
大正総合支所町民生活課	四万十町大正 380 番地
十和総合支所町民生活課	四万十町十川 151 番地 1
しまんと町社会福祉協議会（本所）	四万十町茂串町 11 番 30 号
しまんと町社会福祉協議会（大正支所）	四万十町大正 32 番地 1
しまんと町社会福祉協議会（十和支所）	四万十町昭和 470 番地 6
四万十町民生委員児童委員協議会窪川地区	四万十町茂串町 11 番 30 号
四万十町民生委員児童委員協議会大正地区	四万十町大正 32 番地 1
四万十町民生委員児童委員協議会十和地区	四万十町昭和 470 番地 6
障害者支援施設オイコニア	四万十町仁井田 462 番地
就労継続支援 A 型事業所「しまんと創庫」	四万十町神ノ西 1229 番地 1
就労継続支援 B 型事業所「由菜の里」	四万十町北琴平町 4 番 8 号
就労継続支援 B 型事業所「あさぎり」	四万十町東町 4 番 13 号
就労継続支援 B 型事業所「やまびこ」	四万十町大正 190 番地
地域活動支援センター「やまびこ」	四万十町大正 190 番地
相談支援センターくすのき	須崎市多ノ郷甲 5618

第3項 サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

平成23年7月における訪問系サービスの利用者は15人で、利用時間数は132時間となっています。

サービス利用の増減は、介護保険サービスへの移行と入退院によるものです。

訪問系サービスの利用状況

		平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月	平成22年 4月	平成23年 7月
訪問系 サービス	人数	8人	9人	7人	11人	15人
	時間	79時間	99時間	51時間	119時間	132時間

②日中活動系サービス

平成23年7月における日中活動系サービスの利用者は、就労継続支援（A型）が23人、就労継続支援（B型）が67人となっています。また、短期入所は14人の利用実績となっています。

日中活動系サービスの利用状況

		平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月	平成22年 4月	平成23年 7月
生活介護	人数	1	1	-	1	5
	日数	13	13	-	20	104
自立訓練 (機能訓練)	人数	-	-	-	1	1
	日数	-	-	-	19	20
自立訓練 (生活訓練)	人数	1	1	-	-	1
	日数	14	16	-	-	5
就労移行支援	人数	-	-	1	1	-
	日数	-	-	20	20	-
就労継続支援 (A型)	人数	-	1	11	17	23
	日数	-	19	192	262	368
就労継続支援 (B型)	人数	16	16	54	64	67
	日数	222	191	737	847	1,004
療養介護	人数	1	1	1	-	-
児童デイサービス	人数	1	-	2	4	2
	日数	1	-	4	5	4
短期入所	人数	5	3	10	15	14
	日数	69	23	42	33	52

③居住系サービス

平成 23 年 7 月における居住系サービスの利用者は、グループホームが 16 人、ケアホームが 20 人となっています。同様に、施設入所支援については、利用者が 7 人となっています。

居住系サービスの利用状況

		平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 7 月
施設入所支援	人数	0	0	0	1	7
グループホーム ケアホーム	人数	22	23	26	35	36

(2) 地域生活支援事業

①必須事業

相談支援事業については、町直営と事業所への一部委託によって実施しています。

コミュニケーション支援事業では、高知県聴覚障害者協会及び高知県聴覚障害者情報センターを運営する小高坂更正センターに委託して実施しています。平成 22 年度に実施した講演会やイベントの利用実績は、手話通訳者派遣事業では派遣回数 19 回、要約筆記者派遣事業では派遣回数 7 回です。

日常生活用具給付等事業については、平成 23 年度に、障害者からの要望を受け、県内外の状況を勘案し須崎福祉保健所管内市町と協議を行い、対象品目に「音声血圧計」、「足踏み式痰吸引器」を追加しました。

地域活動支援センターは、平成 21 年度からさくら福祉事業会への委託により、基礎的事業を実施しています。

(年間)

事業	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4
コミュニケーション支援事業	-	10	26	-
手話通訳者派遣事業	派遣回数	7	19	12
要約筆記者派遣事業	派遣回数	3	7	3
日常生活用具給付等事業	延べ件数	370	465	474
介護訓練支援用具	延べ件数	2	4	4
自立生活支援用具	延べ件数	1	7	6
在宅療養等支援用具	延べ件数	2	1	5

事業	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	5	4	5
排泄管理支援用具	延べ件数	356	446	450
住宅改修費	延べ件数	4	3	4
移動支援事業	利用者数	0	0	0
	延べ時間	0	0	0
地域活動支援センター	-	-	-	-
基礎的事業	実施か所	1	1	1
	利用者数	6	9	10
I 型	実施か所	-	-	-
II 型	実施か所	-	-	-
III 型	実施か所	-	-	-

②その他

本町における任意事業は、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業、日中一時支援事業、生活支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施しています。

訪問入浴サービス事業については、社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわに委託して実施しており、平成 22 年度で 1 人の利用実績があります。

日中一時支援事業は、4 か所の事業所を指定してサービスを提供しており、平成 22 年度で 3 人の利用実績があります。

生活支援事業では、生活訓練事業を町直営で実施し、ボランティア活動支援事業を D○ネットワークに委託、福祉機器リサイクル事業をしまんと町社会福祉協議会に委託して実施しています。

(年間)

事業	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	実利用人数	1	1	1
	延べ回数	101	99	100
更生訓練費給付事業	給付者数	-	-	-
施設入所者就職支度金給付事業	給付者数	0	0	0
日中一時支援事業	実人数	1	3	1
	延べ回数	28	55	46
生活支援事業	-	-	-	-
生活訓練事業	実利用人数	18	18	18
ボランティア活動支援事業	実利用人数	30	30	30
福祉機器リサイクル事業	件数	68	90	90
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数	2	5	4

第3章 第2期障害福祉計画の進捗状況と課題

第3期計画においては、障害者計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、第2期計画に引き続き、現状の把握、地域における課題等を踏まえ、必要なサービスを見込み、計画の推進を図ります。

第1項 第2期計画の進捗状況

(1) 就労支援の新体系移行

平成21年度に、町内に新たな雇用形態の就労継続支援A型事業所が開所したことで、利用者のサービスの選択が広がりました。今後も、通所による就労訓練の場や生活活動の機会を提供するとともに、自立と社会参加の実現を図ることができる環境づくりを一層促進していく必要があります。

(2) 相談支援体制の整備

四万十町障害者自立支援協議会では、事務局職員と関係者による個別支援会議を開き、個々の相談内容やニーズに基づいて、具体的な支援を協議しています。また、子ども部会に続き、新たに平成22年度に、相談支援部会、就労部会、地域生活移行部会を立ち上げ、課題の集約や施策の検討を行っています。

(3) 障害者サービスの充実

障害者自立支援法に基づく自立支援給付並びに地域生活支援事業の提供体制を整えるとともに、各種サービスの利用促進にも努めてきました。今後も、情報提供等、質・量ともに充実したサービスの提供が必要となります。

第2項 今後の課題

各種サービスの利用状況や障害のある人を取り巻く現状、国の障害者施策の動向等により、障害福祉計画策定における課題を整理します。

(1) 障害者福祉サービス体制の充実

障害のある人に必要な支援は、障害の種類や程度、生活状況などによって異なり

ます。一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした情報を集約し、さまざまな相談に対応できるよう、サービス事業者・施設などの専門機関との連携をより一層深め、安定した供給体制の構築とサービスの充実に努めていく必要があります。

（２）地域での自立した生活基盤の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、利用者である障害のある人の視点に立って、必要なサービスが利用できるよう、福祉、保健・医療サービスの質・量の拡充やコミュニケーション手段を確保し、地域と連携した地域生活への移行をより一層支援する必要があります。また、地域生活を継続的・包括的に支援する相談支援体制の確立や、地域社会における障害者理解に対する取り組みを一層推進していく必要があります。

居住の場については、地域生活移行の実現に向けて、町内にグループホームが設置できるよう取り組んでいく必要があります。

（３）就労支援の強化

障害のある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、社会的な自立を支える重要な柱です。障害のある人が一般就労するために、障害特性に合った職業・雇用の拡大、職場の障害に対する理解の促進、障害に対応した柔軟な勤務体制などが求められています。また、事業所の通所にあたっては、交通手段の確保も必要となります。

（４）障害のある子どもの支援

身体発達・発育に支援が必要な子ども及び障害のある子どもが、早期に適切な支援や療育を受けられるよう、保護者への働きかけや関係機関との協力により、障害児支援を強化する必要があります。

また、乳幼児期から、生涯を通じてライフステージに応じた支援を受けられるように、福祉、医療、教育等の切れ目のない支援に努めていく必要があります。

（５）相談支援の充実

身近な相談窓口の周知を図るとともに、相談支援体制の強化については、自立支援協議会の相談支援部会の活動を充実し、関係機関のネットワークづくりを推進する必要があります。また、町内への相談支援事業所の設置に向けて取り組む必要があります。

（６）情報提供

障害のある人が必要な情報を容易に取得できるよう、個々の障害特性に応じた多様な情報提供体制を構築し、さらなる制度の周知と利用促進を図っていく必要があります。災害時情報の個別伝達方法の仕組みづくりも急がれます。

第4章 平成26年度までの地域生活移行の目標

第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行についての目標

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成26年度末の施設入所者数を計画当初入所者数から1割以上削減すること」と、「計画策定当初に入所している障害者の3割以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、入所者数の削減目標を7人、入所から地域生活に移行する人数の目標を21人と設定しています。

※県の調査した入所者本人及び家族への面接による意向調査結果を参考にし、旧法指定施設がすべて新体系に円滑に移行できるよう、第3期計画の目標数値を見込むこととします。

なお、地域移行に関しては、サービスの利用など必要な支援について、関係者間の連携・調整を図ります。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項 目	数値目標	備 考
計画当初時点の入所者数（A）	63人	平成17年10月時点
計画目標年度の入所者数（B）	56人	平成26年度末時点
入所者数の削減目標（C）	7人 (11.1%)	A－Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は1割以上)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標（D）	21人 (33.3%)	計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、一般住居、福祉ホーム等へ移行する人数。 (国の目標割合は3割以上)

第2項 入院中の精神障害者の地域生活への移行についての目標

退院可能精神障害者の減少に係る目標数値については、「1年未満入院者の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の退院者数」を着眼点として、数値目標を設定するとともに、退院者数と地域相談支援及び障害福祉サービスの利用者数を推計し、本町の目標設定を行います。

※医療機関からの退院に向けた連絡によりケア会での検討・情報収集、住宅・受診体

制・サービス利用等調整を行っています。退院可能入院者数の実態把握が困難な状況であり、対象者情報に関し、県主導による方法等の要請を行っています。

「入院中の退院可能精神障害者の地域生活移行」の目標

項 目	数値目標	備 考	26年度退院者数
計画当初時点の退院可能入院者数（A）	14人	県調査による	
計画期間内に入院から地域生活に移行する人数の目標（B）	12人	平成18～26年度の延べ人数	4人

第3項 障害のある人の一般就労への移行についての目標

「福祉施設から一般就労への移行」については、国は、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成17年度時点の一般就労への移行実績の4倍以上になること」を目標として設定しています。

本町では、平成26年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を1人と設定しています。

※ハローワークへの登録支援を行い、ハローワークによるジョブガイダンス事業利用についてサービス事業者と調整します。ハローワーク等が開催する関係者連絡会や就労支援研修会等に積極的に参加し、情報収集・支援体制づくりに努めています。

また、特別支援学校高等部在籍児は個別相談により、心身の状況や今後の進路意向等の情報を関係者が共有し、サービス利用や卒業後の就労・生活支援につなげていきます。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項 目	数値目標	備 考	26年度移行人数
計画当初時点の年間の一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数	
目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成26年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

第4項 就労移行支援事業の利用者数についての目標

就労移行支援事業の利用者数について、国の基本指針では、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援事業を利用することを基本として、数値目標を設定することとされています。

本町においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成26年度末における就労移行支援事業の利用者数を1人（0.44%）と設定しています。

「就労移行支援事業の利用者数」の目標

項 目	数値目標	備 考
平成26年度末の 福祉施設利用者数	225人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	1人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
	0.44%	

第5項 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合についての目標

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合について、国の基本指針では、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。本町においては、利用実績を踏まえ設定しました。

「就労継続支援（A型）事業の利用者の割合」の目標

項 目	数値目標	備 考
平成26年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者 （A）	23人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型）事業 の利用者	68人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型＋B型）事業の 利用者 （B）	91人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人の数
【目標値】目標年度末の 就労継続支援（A型）事業の 利用者の割合 （A）／（B）	25.3%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

第5章 平成26年度までのサービスの目標

第1項 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護	障害程度区分1以上の人を対象に、自宅での入浴や排せつ、食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害程度区分4以上）を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害程度区分3以上）を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	重度の要介護者等に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでの利用実績に加え、新規利用者（特別支援学校卒業者、退院精神障害者、施設から在宅への移行者、中途障害者など）を見込み、平成26年度には、369時間／月（26人）の利用を見込んでいます。

また、同行援護サービスの追加により、平成26年度には、10時間／月（5人）の利用を見込んでいます。

【サービス見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、重度障害者等包 括支援	利用時間	347時間/月	358時間/月	369時間/月
	実利用人数	24人	25人	26人
同行援護	利用時間	6時間/月	8時間/月	10時間/月
	実利用人数	3人	4人	5人

【サービス量確保の方策】

障害者自立支援法による新サービス体系では、3障害の一元化に対応できるよう、精神障害者をはじめ、障害特性を理解したヘルパーの養成を支援します。

今後、地域移行が進めば、利用者数の増加が見込まれることから、ニーズに応じて柔軟に対応できるサービスの供給体制の確保に努めます。また、深夜の利用希望に対応できるよう事業所に対して要請していきます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、食事や家事等の日常生活活動能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用期間 24 か月以内)
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難で、継続的に就労が可能な障害者に、通所により雇用契約に基づく就労機会を提供し、一般就労移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援(B型)	企業等の雇用に結びつかない障害者に、通所による就労訓練や生産活動の機会を提供し、一般就労移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

①生活介護

旧法施設から新サービス体系への移行を勘案し、現在の施設利用者の利用を見込むとともに、特別支援学校卒業者や中途障害者等の新規利用を見込み、平成 26 年度には、1,556 人日／月（71 人）の利用を見込んでいます。

②自立訓練 <機能訓練・生活訓練>

機能訓練については、施設から地域移行する人の利用を見込み、平成 26 年度には、66 人日／月（3 人）の利用を見込んでいます。

生活訓練については、現在の施設利用者の利用を見込むとともに、中途障害者の新規利用を見込み、平成 26 年度には、10 人日／月（1 人）の利用を見込んでいます。

③療養介護

重症心身障害児施設入所者及び筋ジストロフィー患者の利用を見込み、平成 26 年度には、7 人の利用を見込んでいます。

④短期入所

これまでの利用実績をもとに、新規利用者による増加と施設入所による減少等を勘案し、平成 26 年度には、124 人日／月（17 人）の利用を見込んでいます。

⑤就労移行支援

現在の施設利用者の状況を勘案し、平成 26 年度には、22 人日／月（1 人）の利用を見込んでいます。

⑥就労継続支援＜A 型・B 型＞

＜A 型＞

A 型については、現在の事業所及び福祉工場等利用者の利用を見込み、平成 26 年度で 363 人日／月（23 人）の利用を見込んでいます。

＜B 型＞

B 型については、A 型事業所や一般就労への移行時期等を勘案しつつ、現在の施設利用者の利用を見込むとともに、特別支援学校卒業者や退院精神障害者等の新規利用を見込み、平成 26 年度には、1,076 人日／月（68 人）の利用を見込んでいます。

【サービス見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
生活介護		利用日数	1, 644人日/月	1, 600人日/月	1, 556人日/月
		実利用人数	75人	73 人	71 人
自立 訓練	機能 訓練	利用日数	0人日/月	0人日/月	66人日/月
		実利用人数	0人	0 人	3 人
	生活 訓練	利用日数	10人日/月	10人日/月	10人日/月
		実利用人数	1人	1 人	1 人
療養介護		利用者数	6人/月	7人/月	7人/月
短期入所		利用日数	110人日/月	117人日/月	124人日/月
		実利用人数	15人	16 人	17 人
就労移行支援		利用日数	22人日/月	22人日/月	22人日/月
		実利用人数	1 人	1 人	1 人

就労継続支援	A型	利用日数	389人日/月	389人日/月	363人日/月
		実利用人数	25人	25人	23人
	B型	利用日数	1,040人日/月	1,062人日/月	1,076人日/月
		実利用人数	67人	68人	68人

【サービス量確保の方策】

施設利用者のニーズや施設事業者の意向を尊重しつつ、さまざまな情報提供等を行いながら新サービス体系への移行を支援し、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

また、特別支援学校卒業者や退院精神障害者をはじめ、新規利用者による利用の増加に対応できるよう、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

①共同生活援助・共同生活介護

現在の利用者に加え、施設からの移行者、特別支援学校卒業生及び退院精神障害者等の移行者の新規利用者、また、新しく町内へグループホーム等を整備することによる利用者を見込み、平成26年度には、58人の利用を見込んでいます。

②施設入所支援

旧法施設の平成24年3月までの新サービス体系の移行完了に伴い、現在の施設利用者及び特別支援学校卒業者や中途障害者等の新規利用を見込み、平成26年度には、57人の利用を見込んでいます。

【サービス見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	実利用人数	50人	58人	58人
施設入所支援	利用人数	59人	58人	57人

【サービス量確保の方策】

施設入所支援については、経過措置を利用する施設の意向に配慮しつつ、新体系への移行を支援し、必要な人が利用できるよう生活の場の確保に努めます。入所者本人及び家族への面接による意向調査を実施し、施設との連絡調整・連携により進めます。

また、施設入所から地域への移行を希望する人の受け皿として、ニーズの把握に努めながら、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の利用移行を支援します。

（４）指定相談支援サービス

【サービス見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	利用人数	25人/月	27人/月	30人/月
地域移行支援	実利用人数	4人	4人	4人
地域定着支援	実利用人数	4人	8人	12人

【サービス量確保の方策】

指定相談事業者などと連携し、サービス量の確保に努めるほか、相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

第2項 地域生活支援事業

(1) 相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人や保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。
自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として、困難事例や虐待事例など関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら協議します。

【サービス見込量】

障害者相談支援事業は、主として町直営で実施し、一部を委託しています。町では保健師と事務職による相談支援体制により実施しています。自立支援協議会の個別支援会議も活用しながら、困難事例への対応の検討や課題集約に結びつけています。

今後も、人員配置の強化や職員の資質向上に努め対応していきます。

平成26年度まで4か所で実施します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所

(2) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業は、平成24年度からは、制度実施の促進を図るため、地域生活支援事業の必須事業となったことを踏まえ、引き続き関係者との連携により、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援します。

【サービス見込量】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

(3) コミュニケーション支援

【サービスの内容】

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者が積極的に社会参加できるよう、申請に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

【サービス見込量】

聴覚・音声機能・言語機能に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある人を対象としており、平成26年度には、手話通訳者派遣事業で20人、要約筆記者派遣事業で7人の利用を見込んでいます。

原則個人からの依頼による派遣となりますが、障害者団体主催あるいは障害者を対象とする講演会やイベントについても派遣対象とします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	20人	20人	20人
要約筆記者派遣事業	7人	7人	7人

- * 上記利用者の見込みは個人からの依頼による派遣の見込みです。講演会やイベント等への派遣は、年間4回程度を見込んでいます。

【サービス量確保の方策】

高知県聴覚障害者協会及び高知県聴覚障害者情報センターを運営する小高坂更正センターに委託することにより実施していきます。

今後も引き続きサービスに関する広報等により、必要な人の利用に努めます。

(4) 日常生活用具給付事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
日常生活用具給付事業	障害者の日常生活上の便宜を図るため、必要な用具を給付します。

■日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害者の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害者の居宅における円滑な生活動作等を支援するため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービス見込量】

品目や基準額の見直し等を勘案しながら、これまでの利用実績に加え、新規利用者等を見込み、平成 26 年度には、合計 442 件の利用を見込んでいます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	2 件	2 件	2 件
情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	7 件
排泄管理支援用具	426 件	426 件	426 件
居宅生活動作補助用具	2 件	2 件	2 件
計	442 件	442 件	442 件

【サービス量確保の方策】

過去の給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障害の種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

（５）移動支援＜個別支援型＞

【サービスの内容】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【サービス見込み量】

これまでの移動介護サービス利用者のうち、同行援護利用対象者を除いた人の利用を見込み、平成 26 年度には、18 時間（2 人）の利用を見込みます。指定居宅支援事業所に委託することにより 2 か所で実施します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施事業所	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数	2 人	2 人	2 人
延利用時間	18 時間	18 時間	18 時間

【サービス量確保の方策】

指定居宅支援事業所に委託することで提供体制を確保し、ガイドヘルパーの確保を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

（６）地域活動支援センター

【サービスの内容】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■地域活動支援センター事業（機能強化事業）の類型と実施事業

類 型	主な事業内容
I 型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障害理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業にあわせて実施します。
II 型	雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障害のある人のために、小規模通所（共同）作業所的な事業を行います。

【サービス見込量】

平成 21 年度以降、事業所委託により参加者やボランティア等との交流や創作活動、調理等あったかふれあいセンターと一体的に取り組んでいます。平成 26 年度には 1 か所 10 人の利用を見込んでいます。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業	実施個所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数	10 人	10 人	10 人

【サービス量確保の方策】

現在ある 1 か所を今後も継続的に支援していきます。

(7) その他の事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害者で、利用負担額の生じない人及びこれに準じる人に対し、訓練内容から必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費の給付を行い、負担軽減を図ることにより、社会復帰を促進します。
施設入所者就職支度金給付事業	旧法身体障害者施設にて入所・通所による更生訓練を終了し、また就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用し、就職または自営により自立した方に対し、就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
生活支援事業	<生活訓練等> 調理実習や創作活動、学習会の開催等により、生活の質の向上及び社会復帰の促進を図るとともに、参加者同士の交流を持つことで対人関係など障害のある人の社会性を高めるための訓練や指導を行います。 <ボランティア活動支援> 精神障害者支援ボランティア団体に委託し、精神障害に関する啓発活動により地域における障害のある人への理解や交流を促進するとともに、研修等の実施によりボランティアの育成を図ります。

	<福祉機器リサイクル> しまんと町社会福祉協議会に委託し、不要となった福祉機器を譲り受け、修理保管し必要な障害のある人等に貸付を行い、日常生活上の便宜を図ります。
自動車免許取得・改造助成事業	自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障害者の社会参加を促進します。

①訪問入浴サービス事業

当事業でなければ入浴できない身体障害者手帳所持者で、介護保険制度の利用者を除いた人を対象とし、平成 26 年度には、2 人の利用を見込みます。

②更生訓練費給付事業

条件に該当する給付対象者の見込みはありません。

③施設入所者就職支度金給付事業

給付対象となるサービスの利用状況等を勘案し、平成 26 年度には、1 人の利用を見込んでいます。

④日中一時支援事業

宿泊を伴わない短期入所（日中ショート）の利用実績を勘案し、計画期間中は 3 人の利用を見込んでいます。

⑤生活支援事業<生活訓練等・ボランティア活動支援・福祉機器リサイクル>

これまでの利用実績等を勘案し、平成 26 年度には、生活訓練等事業で 20 人、ボランティア活動支援事業で 35 人、福祉機器リサイクル事業で 100 件の利用を見込んでいます。

⑥自動車運転免許取得・改造助成事業

これまでの利用実績を勘案し、計画期間中は 4 件の利用を見込んでいます。

【サービス見込量】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	2 人	2 人	2 人
更生訓練費給付事業	利用者数	-	-	-
施設入所者就職支度金給付事業	利用者数	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業	利用者数	3 人	3 人	3 人
生活支援事業	-	-	-	-
生活訓練等事業	利用者数	20 人	20 人	20 人
ボランティア活動支援事業	利用者数	35 人	35 人	35 人
福祉機器リサイクル事業	利用件数	100 件	100 件	100 件
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用件数	4 件	4 件	4 件

第6章 障害児支援のための計画的な基盤整備

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の公布に伴う児童福祉法の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されることとなります。また、あわせて18歳以上の障害児施設入所者については、他の障害者と同様に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応するなどの見直しを図られます。

児童福祉法を基本として、身近な地域での障害児支援の充実を図るために、県立療育福祉センターや、高幡圏域におけるサービス事業所などとの連携をはじめ、障害者福祉、児童福祉、保健福祉の連携体制をさらに深めていきます。また、障害児が身近に相談できる障害児相談支援事業者を確保するとともに、保育所や幼稚園に通う障害児に対する訪問支援や通所サービス利用の障害児への支援、学齢期の障害児に対する放課後や長期休暇中の自立の促進を図る放課後等デイサービス等の事業展開を図りつつ、障害児通所支援の整備を含む町の療育システムの再構築に努めていきます。

第7章 円滑な推進に向けた方策

(1) 計画達成状況の点検と進行管理

この計画の推進にあたっては、自立支援協議会において、計画に基づく各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直し、検討を進めます。また、困難事例への対応をはじめ、多様化する地域のニーズ・課題を把握し、この計画が住民の実態・課題に応じたものとなるよう進行管理に取り組みます。

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

介護職員等による喀たん吸引業務など県や関係機関等の実施する専門研修への積極的な参加を通し、計画を推進していく上で不可欠な専門従事者の知識と技術の向上に取り組みます。

また、サービス事業者との検討会などさまざまな機会を通じてサービスの質の向上に取り組みます。

(3) 権利擁護体制の整備

障害者虐待防止法の成立を踏まえ、障害者虐待防止センターを設置し、相談支援事業所をはじめとする関係機関及び県障害者権利擁護センターと連携しながら障害者虐待防止を図るとともに、自立支援協議会においてもネットワークの強化を進めていきます。

(4) 地域での障害理解を深めるための啓発と地域資源の活用

地域の住民や企業等に対して、障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害のある人への理解の促進を図るとともに、ともに生きる社会の実現を目指した地域のネットワークづくりやマンパワーの確保など地域力の向上を目指すとともに、地域資源の活用に向けた取り組みを進めます。

(5) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるように、サービス内容や利用手続きなどの情報提供を推進するとともに、本計画についての周知も実施していきます。

（６）関係機関等との連携

県や近隣市町、関係機関をはじめ、町内の障害者連盟や家族会、ボランティアなどとの連携を図り、障害の理解のための啓発や障害のある人の自立を多面的に支援します。

資料編

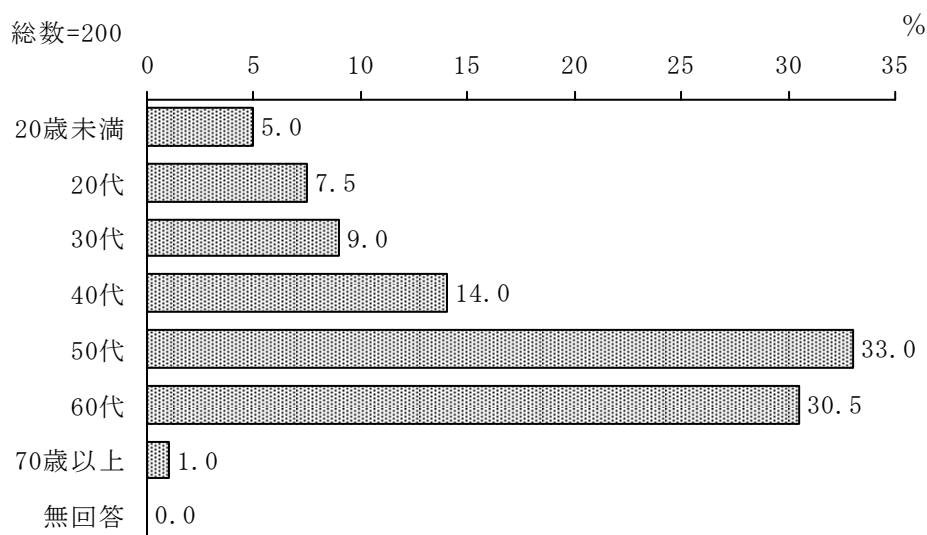
四万十町障害者計画策定のためのアンケート調査結果概要

本調査は、障害者計画の策定にあたり、障害のある人の生活実態やサービスニーズを把握するために実施したものであり、配布数は 447 票、回収数は 200 票、有効回収率は 44.7%となっています。

■対象者の属性

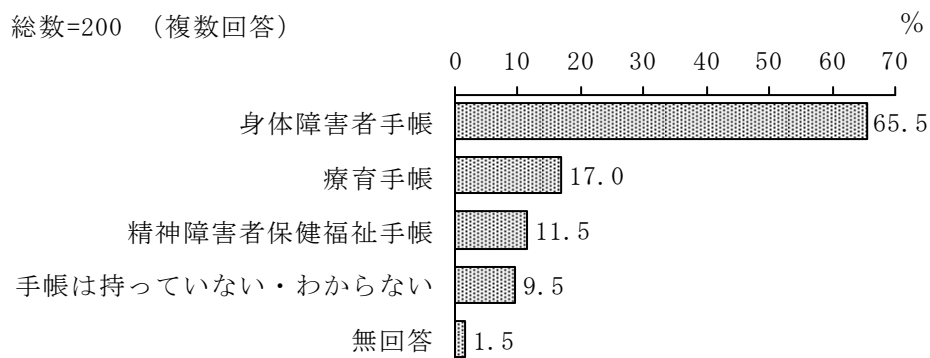
○年齢

問3. 年齢

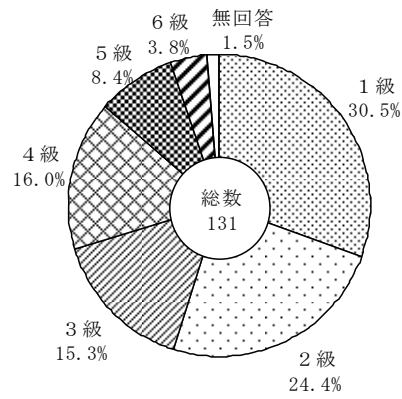


○障害の種類・等級（所持手帳の種類）

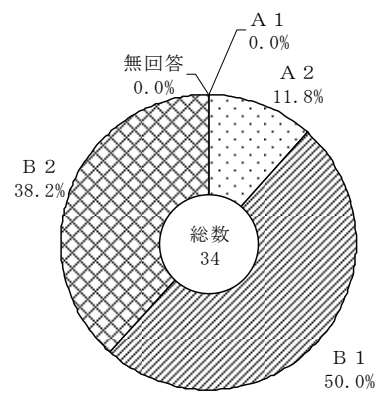
問5. 手帳の種類



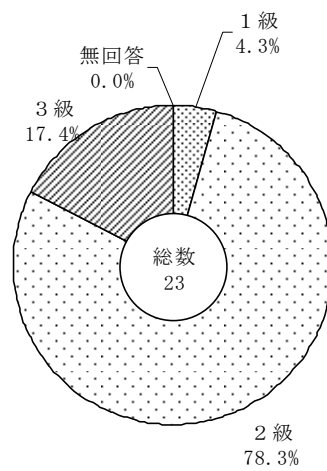
問5. 手帳の等級「身体障害者手帳」



問5. 手帳の等級「療育手帳」

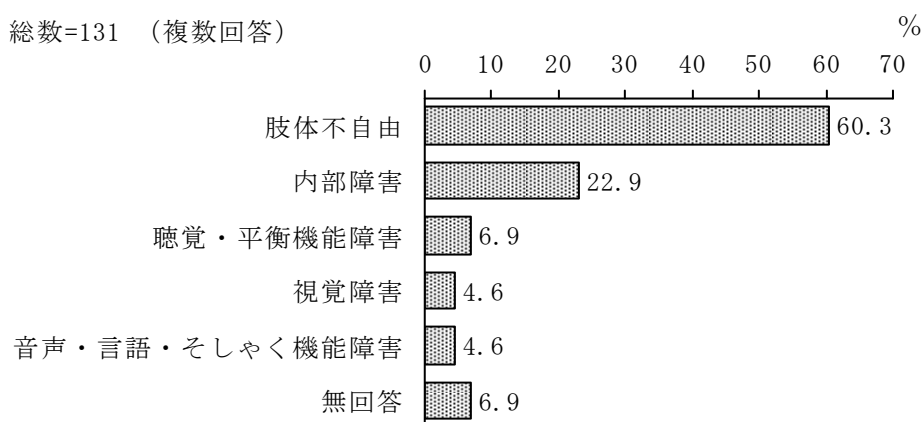


問5. 手帳の等級「精神障害者保健福祉手帳」



問6. 身体障害の種類

総数=131 (複数回答)

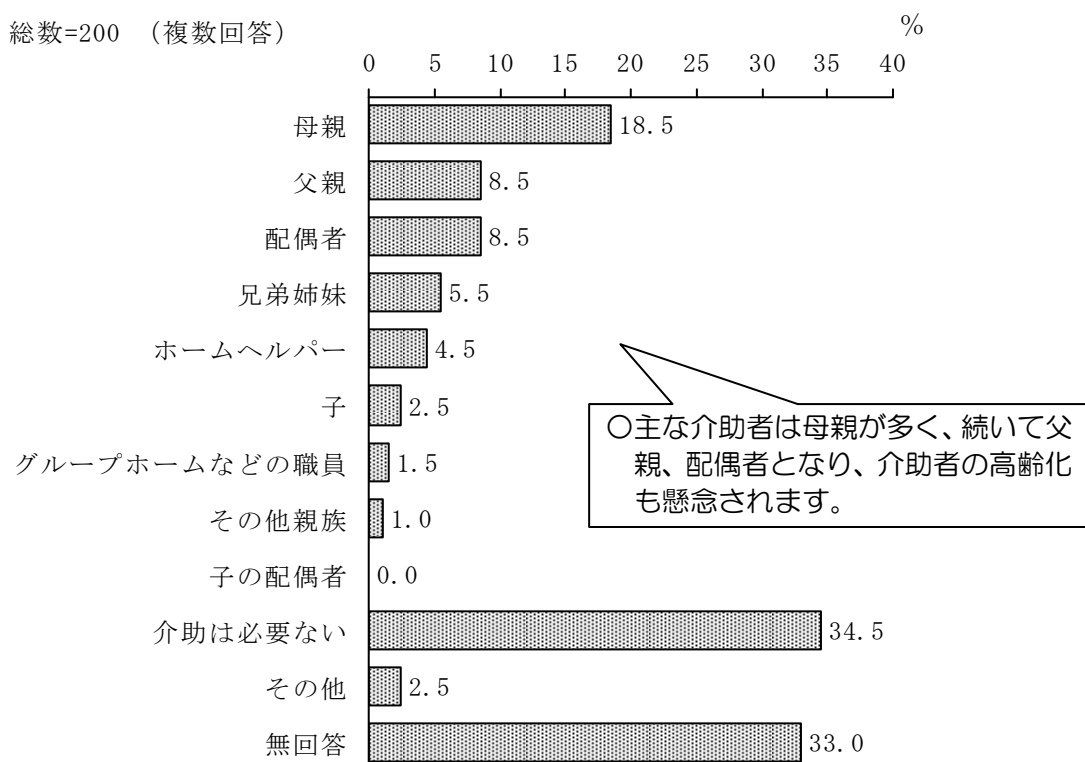


■介助者について

○主な介助者

問8. 主な介助者

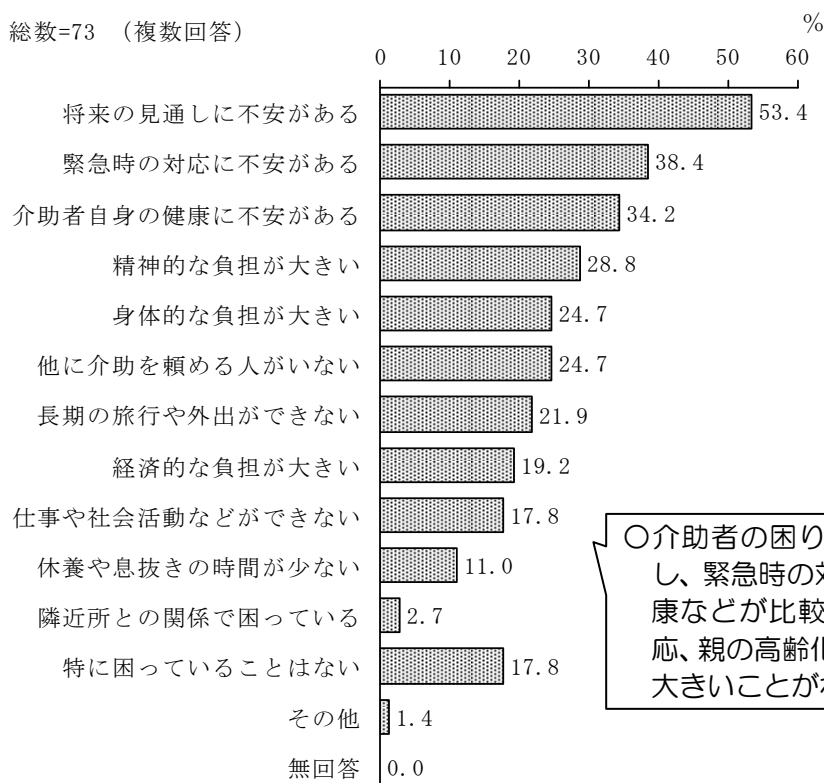
総数=200 (複数回答)



○介助者が困っていること

問9. 介助者が困っていること

総数=73 (複数回答)



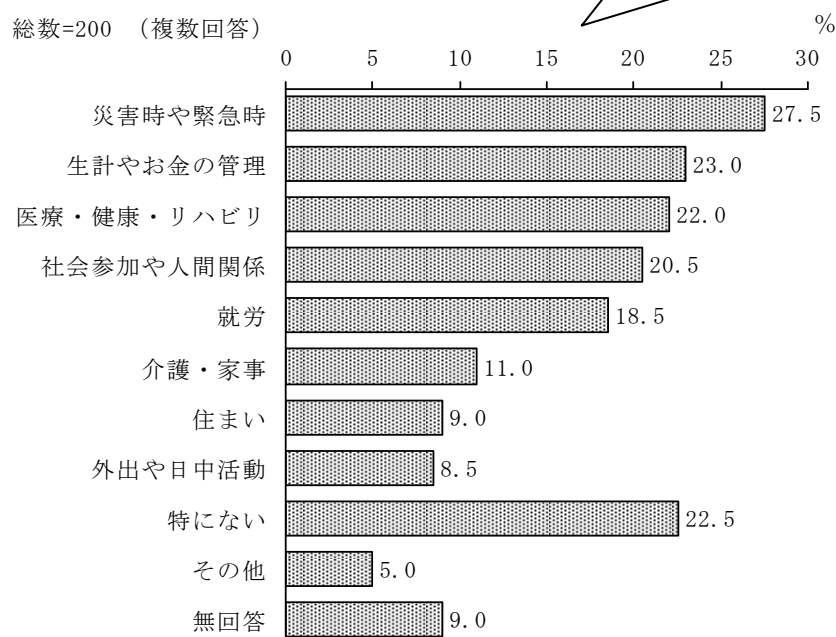
○介助者の困りごとは、将来の見通し、緊急時の対応、介助者自身の健康などが比較的多く、災害時の対応、親の高齢化などからくる不安が大きいことがわかります。

■生活状況について

○日常生活の不安・困りごと

問10. 日常生活で不安に思うことや改善したいこと

総数=200 (複数回答)

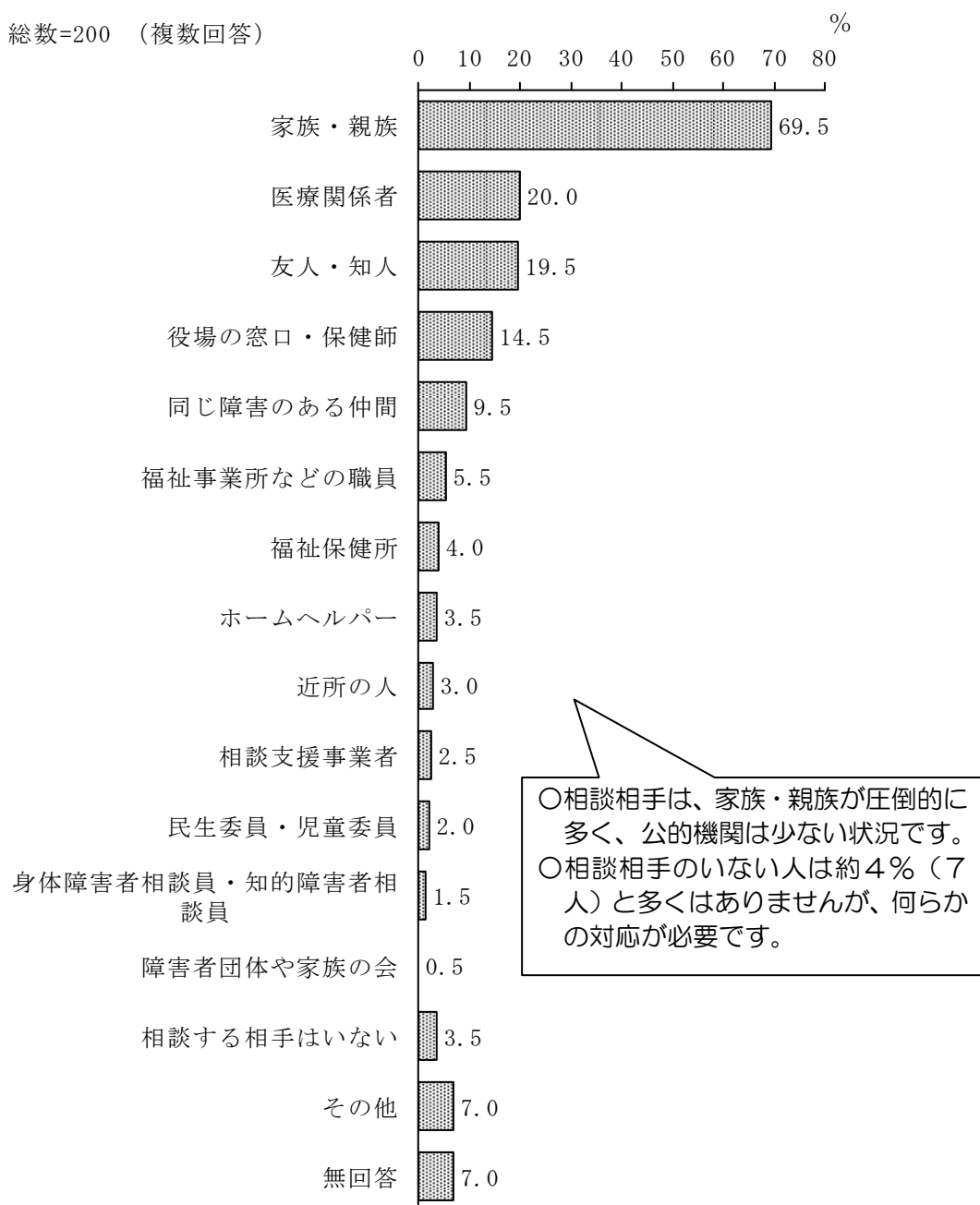


○日常生活での不安は、災害時・緊急時の対応、経済、健康などが比較的多くなっています。

○相談相手

問11. 日常生活で困ったときの相談先

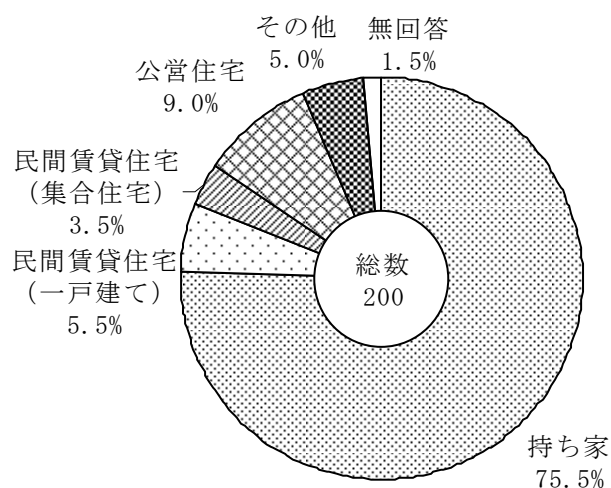
総数=200 （複数回答）



○住宅の種類

問14. 住まいの種類

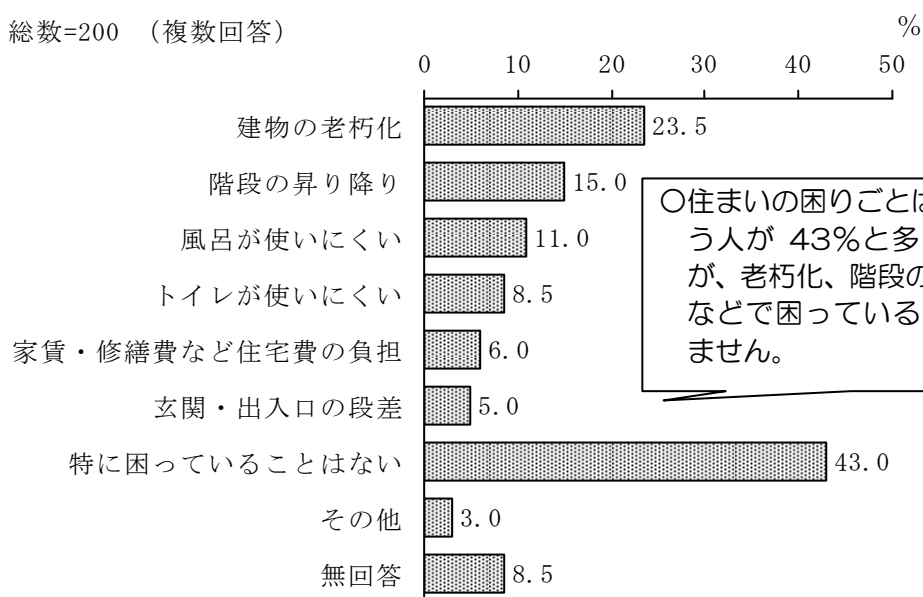
○住まいは約76%が持ち家となっています。



○住まいの困りごと

問15. 住まいで困っていること

総数=200 (複数回答)



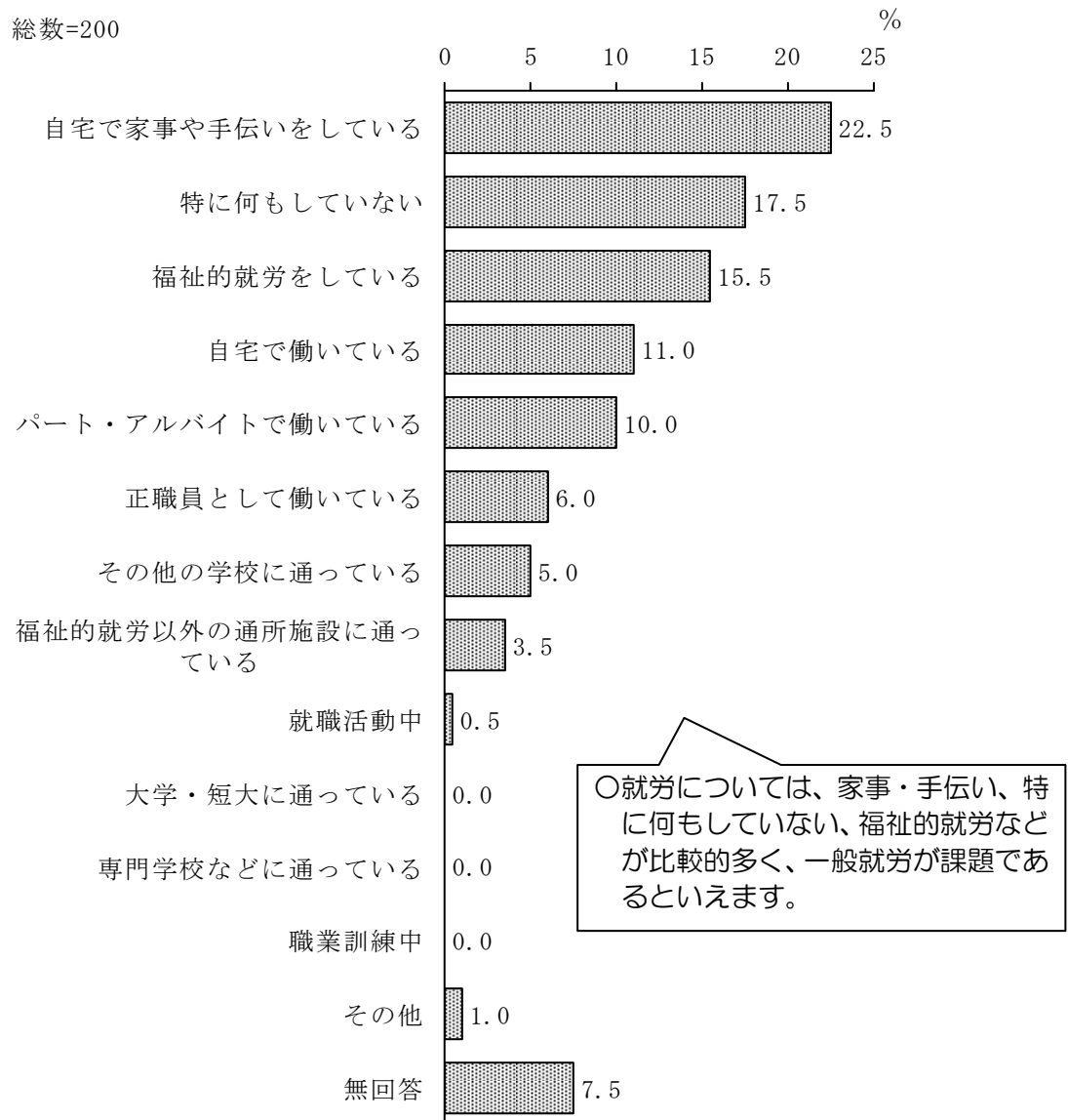
○住まいの困りごとは、特にないという人が43%と多くなっていますが、老朽化、階段の昇り降り、風呂などで困っている人も少なくありません。

■就労について

○日中の過ごし方

問22. 日中の過ごし方

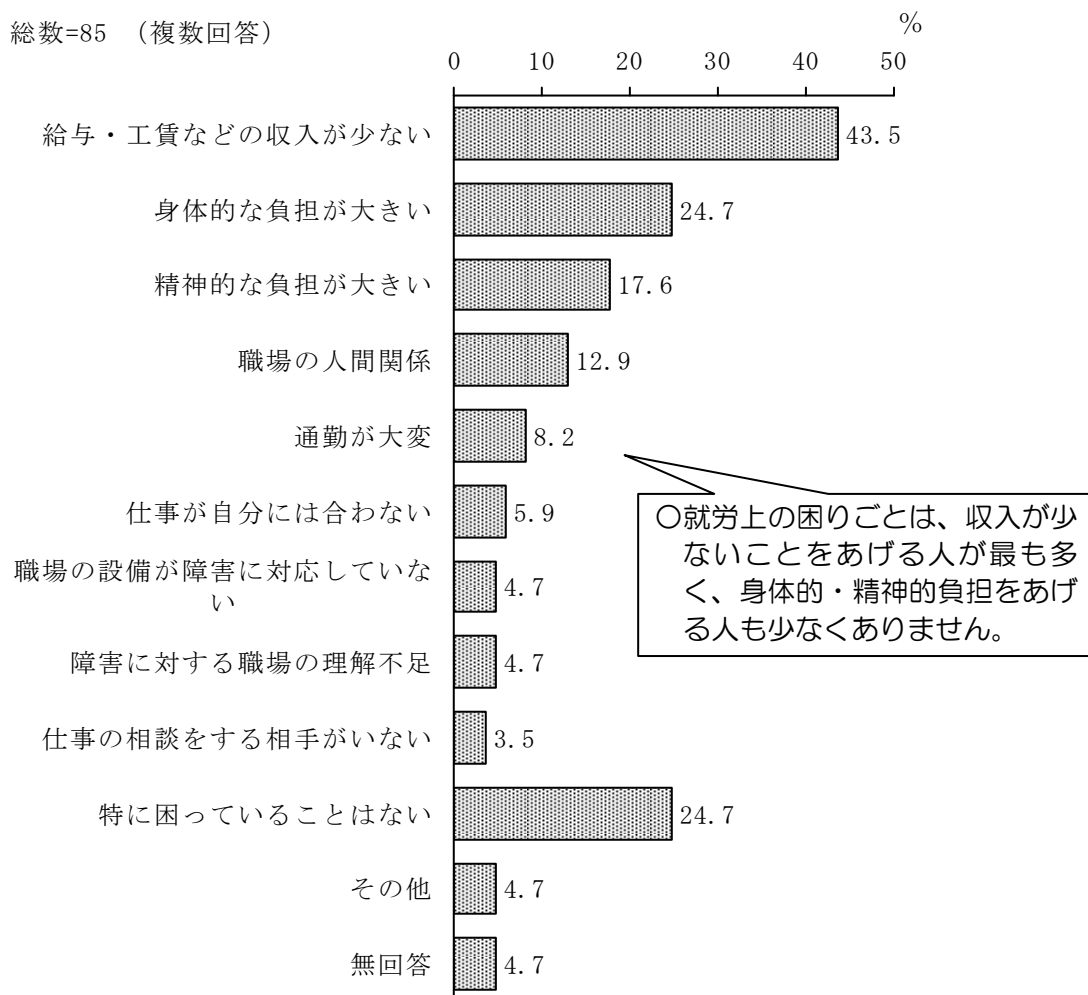
総数=200



○仕事をする上での困りごと

問23. 仕事をする上で困っていること

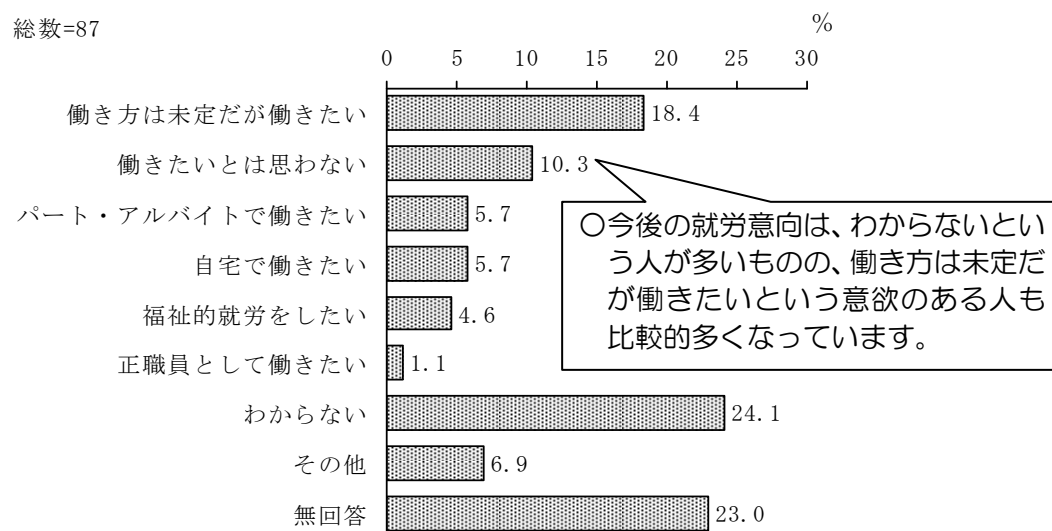
総数=85 （複数回答）



○就労意向（現在働いていない人）

問25. 今後の就労意向

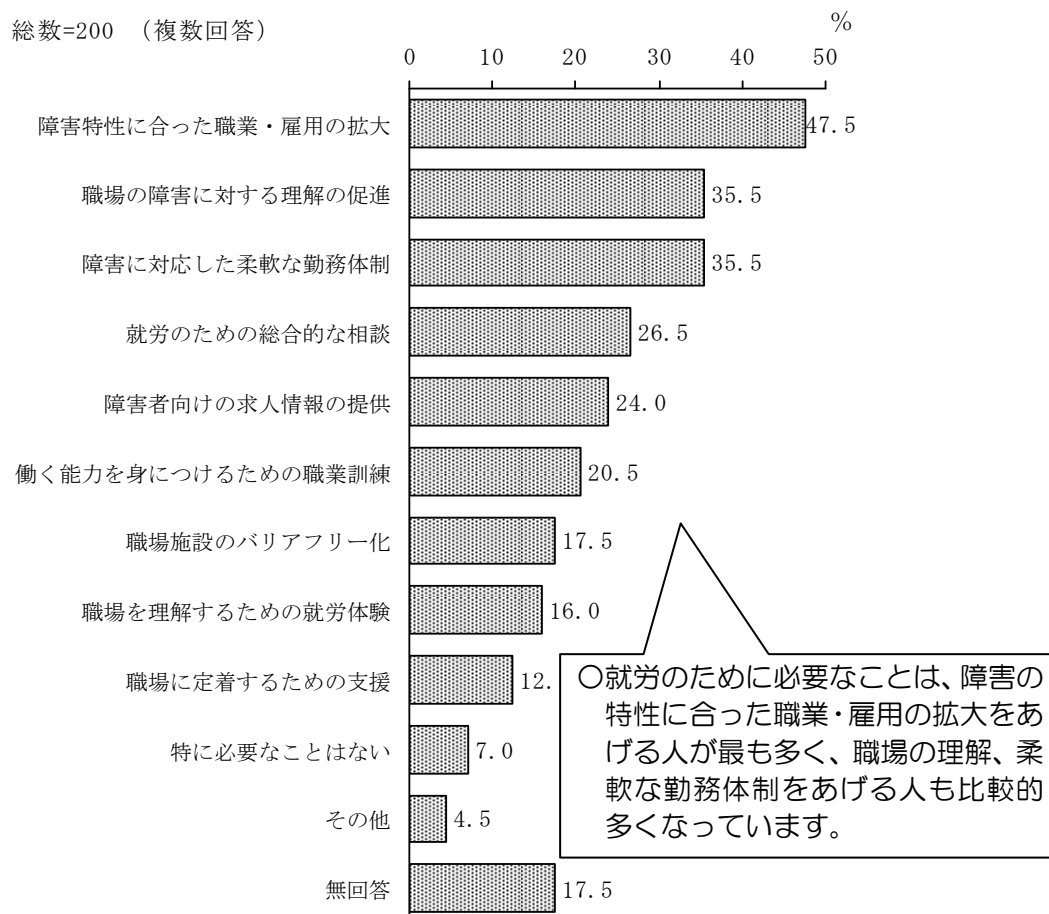
総数=87



○障害のある人が就労するために必要なこと

問26. 障害者が一般就労するために必要なこと

総数=200（複数回答）

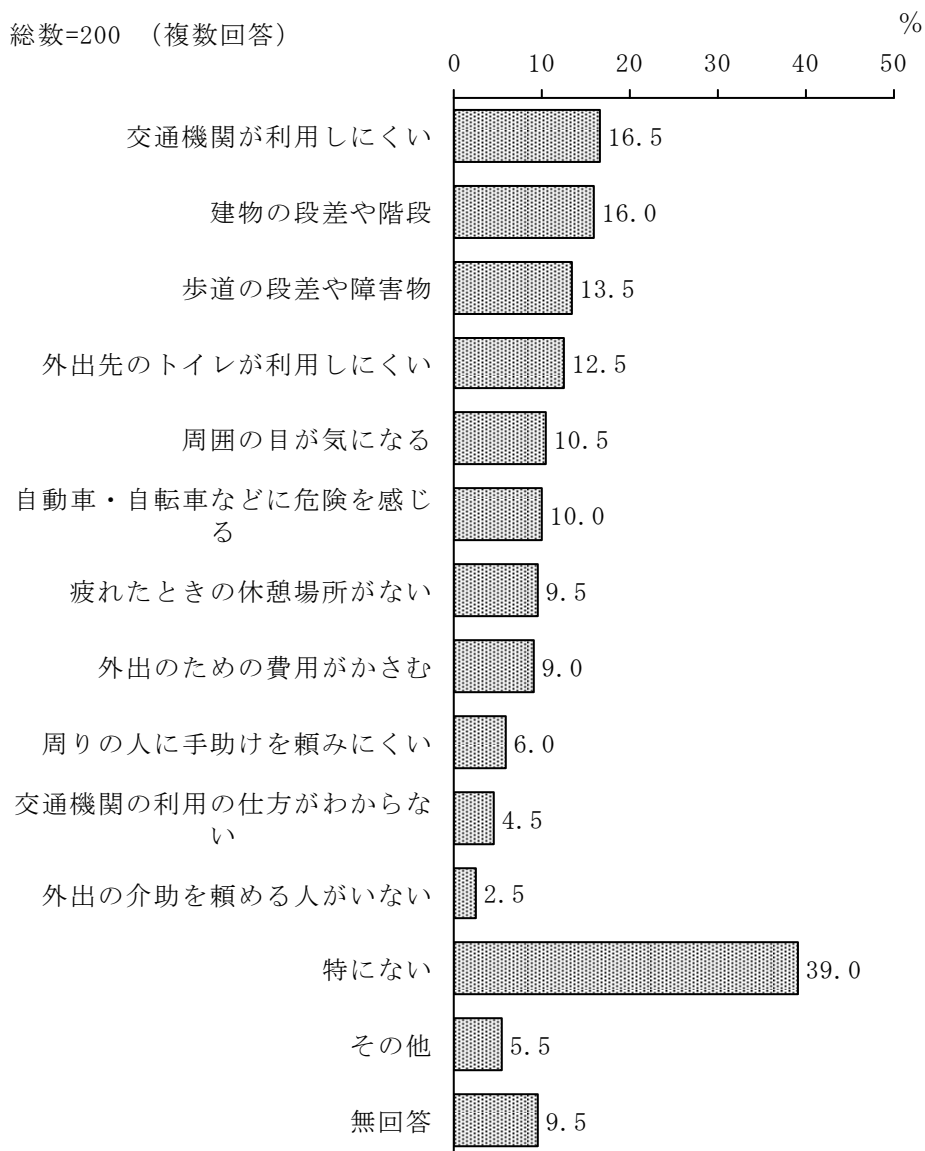


■社会参加について

○外出時の困りごと

問29. 外出するときに困っていること

総数=200 （複数回答）

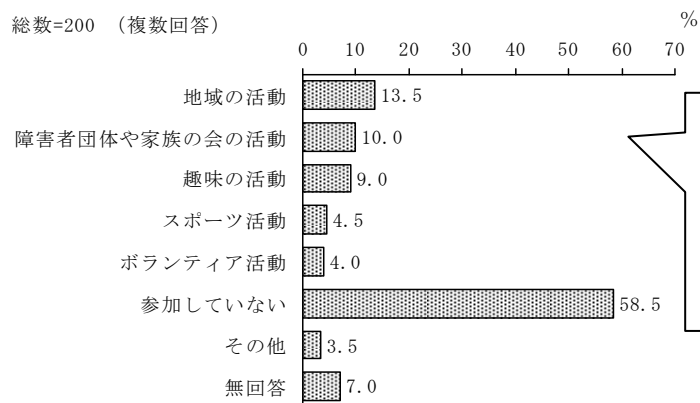


○外出時の困りごとは、特にないという人が39%ですが、交通機関、建物の段差や階段、歩道の段差や障害物、外出先のトイレ、周囲の目などを指摘する人も少なくありません。

○社会活動への参加状況・参加意向・参加していない理由

問30. 社会活動の参加状況

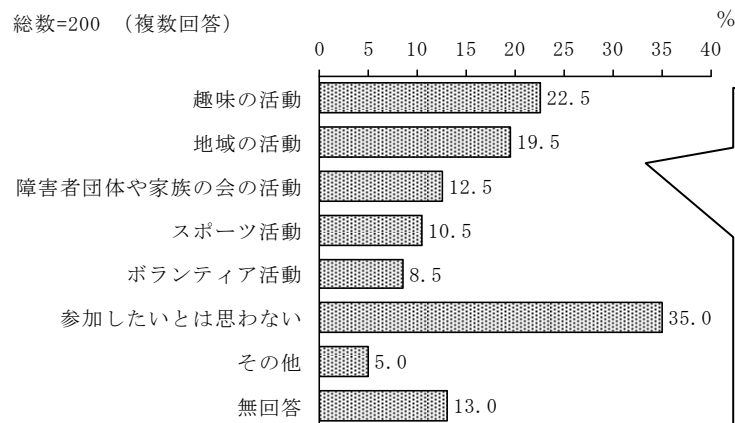
総数=200 (複数回答)



○社会活動への参加状況は、参加していない人が約 59% と多くなっています。
○参加している人は、地域の活動、団体や家族の会の活動が比較的多い状況です。

問31. 社会活動への参加意向

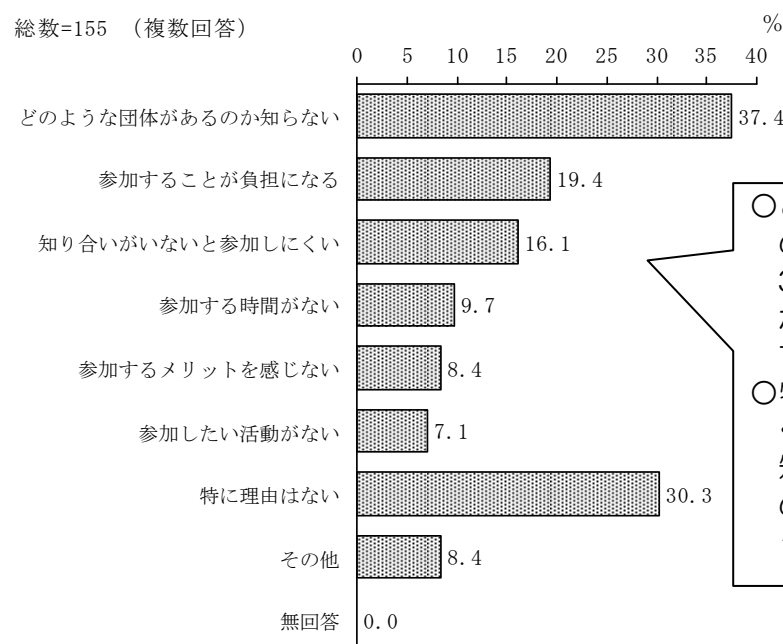
総数=200 (複数回答)



○社会活動に参加したいと思わない人が 35% と多くなっています。
○参加したい人では、趣味の活動、地域の活動が比較的多く、総じて参加意欲は現状を上回っており、積極的な対応が必要です。

問32. 障害者団体や家族の会の活動に参加していない理由

総数=155 (複数回答)

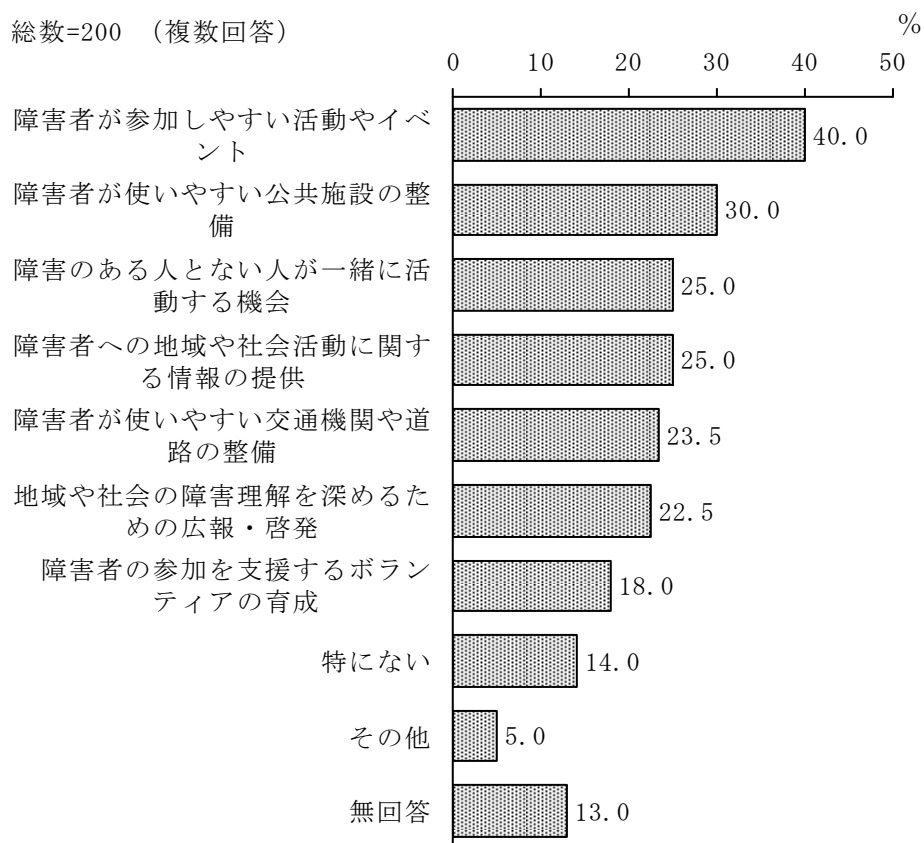


○どのような団体があるのか知らない人が約 37% と多く、情報提供が必要であるといえます。
○特に理由がない人も多く、参加による負担、知り合いがいらないなどの理由も比較的多くなっています。

○社会参加のために必要なこと

問33. 障害者が地域社会に参加するために必要なこと

総数=200 （複数回答）



○社会参加のためには、参加しやすい活動やイベントを望む声が多く、使いやすい公共施設の整備も含めて、参加環境の改善が求められます。

■障害者福祉サービスについて

(1) 訪問系サービス（母数200）

項目名	利用したい人	構成比（％）
居宅介護	41	20.5
重度訪問介護	23	11.5
行動援護	21	10.5
重度障害者等包括支援	20	10.0

○各種サービスについては、就労継続支援、居宅介護の利用意向が高く、相談支援事業、自立支援医療なども比較的高くなっています。

(2) 日中活動系サービス（母数200）

項目名	利用したい人	構成比（％）
生活介護	23	11.5
療養介護	21	10.5
自立訓練	21	10.5
就労移行支援	15	7.5
就労継続支援	42	21.0
その他の通所施設	19	9.5
短期入所	26	13.0
児童デイサービス	8	4.0

(3) 居住系サービス（母数200）

項目名	利用したい人	構成比（％）
共同生活援助	24	12.0
共同生活介護	13	6.5
施設入所支援	31	15.5

(4) 地域生活支援事業（母数200）

項目名	利用したい人	構成比（％）
相談支援事業	39	19.5
コミュニケーション支援事業	10	5.0
地域活動支援センター事業	19	9.5
日常生活用具給付等事業	26	13.0
移動支援事業	17	8.5
日中一時支援事業	28	14.0
訪問入浴サービス事業	25	12.5
更生訓練費給付事業	13	6.5
施設入所者就職支度金給付事業	11	5.5
生活訓練事業	11	5.5
福祉機器リサイクル事業	15	7.5
自動車運転免許取得・改造助成事業	13	6.5

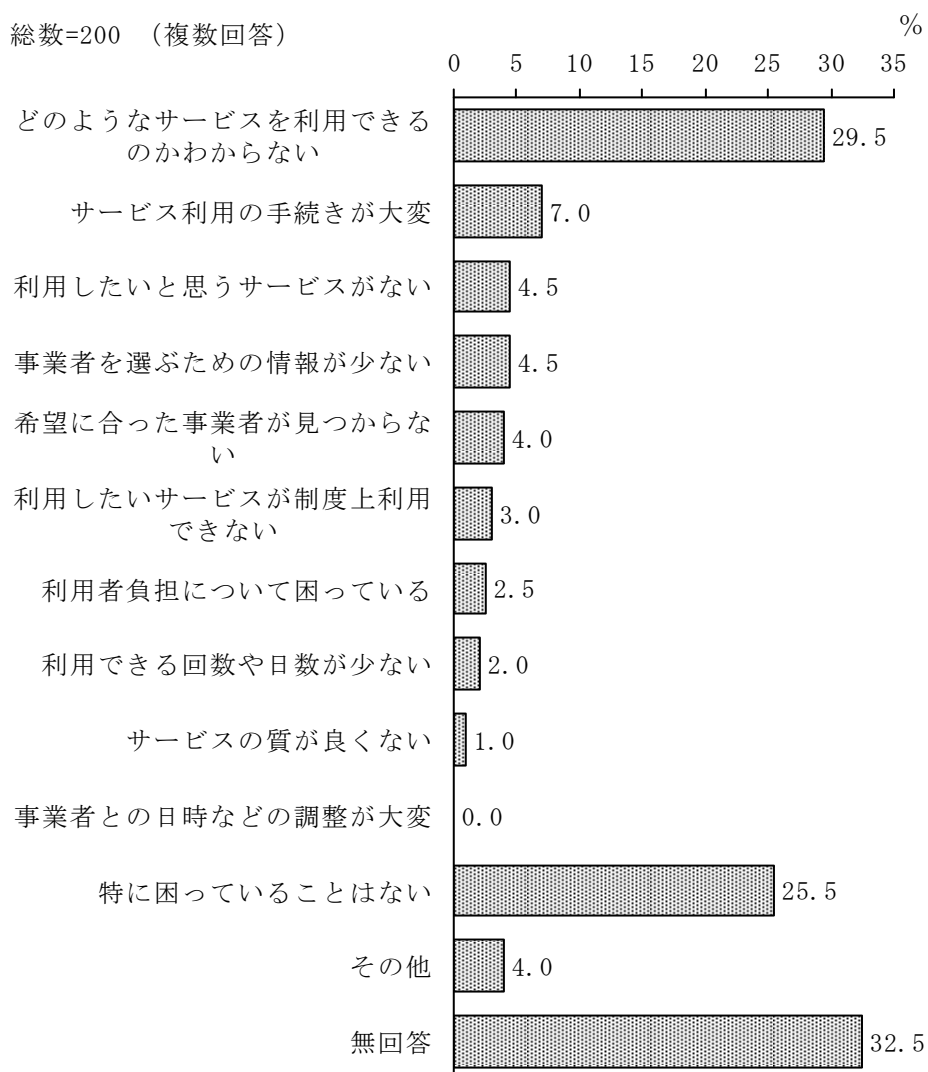
(5) その他のサービス（母数200）

項目名	利用したい人	構成比（％）
自立支援医療（精神通院医療）	38	19.0
自立支援医療（更生医療）	23	11.5
補装具の支給	35	17.5

○サービス利用上の困りごと

問36. 障害者福祉サービス利用に関して困っていること

総数=200（複数回答）

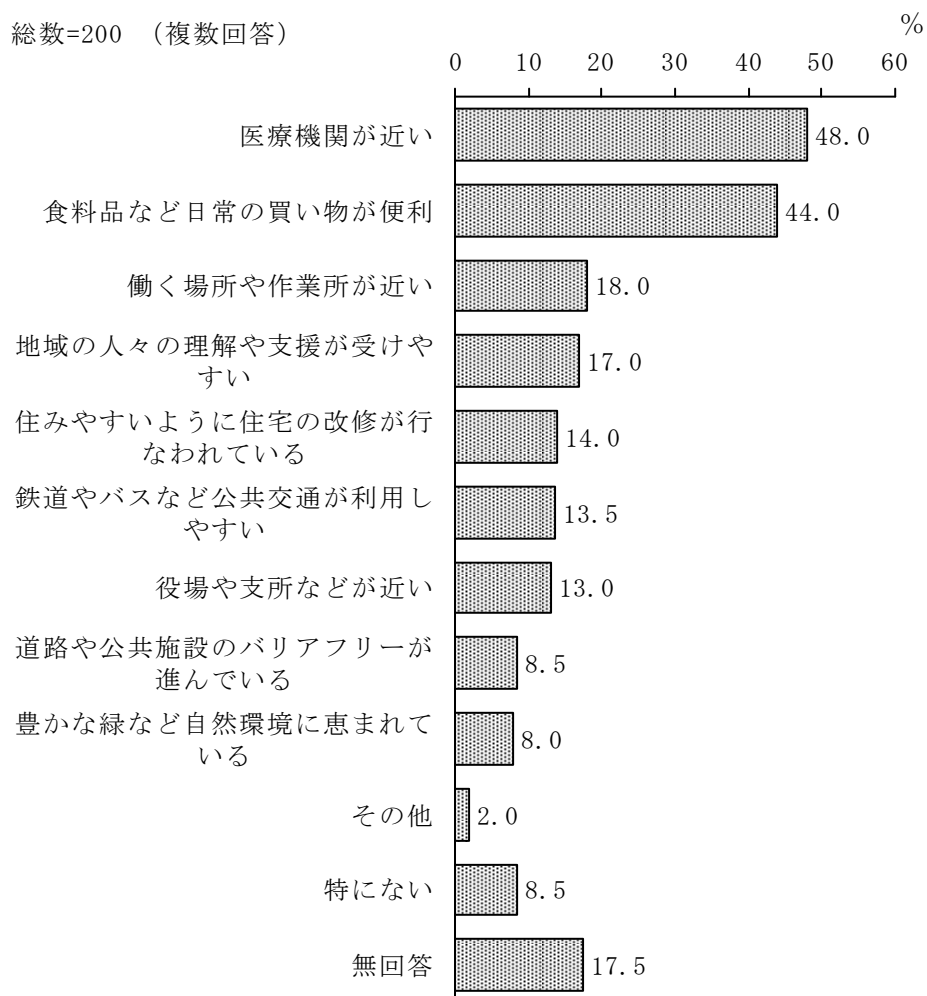


○サービス利用上の困りごとについては、どのようなサービスを利用できるのかわからないという人がかなり多く、情報提供が重要な課題であるといえます。

○ひとり暮らしのために望まれる環境

問41. ひとり暮らしをする場合に望む環境

総数=200 （複数回答）



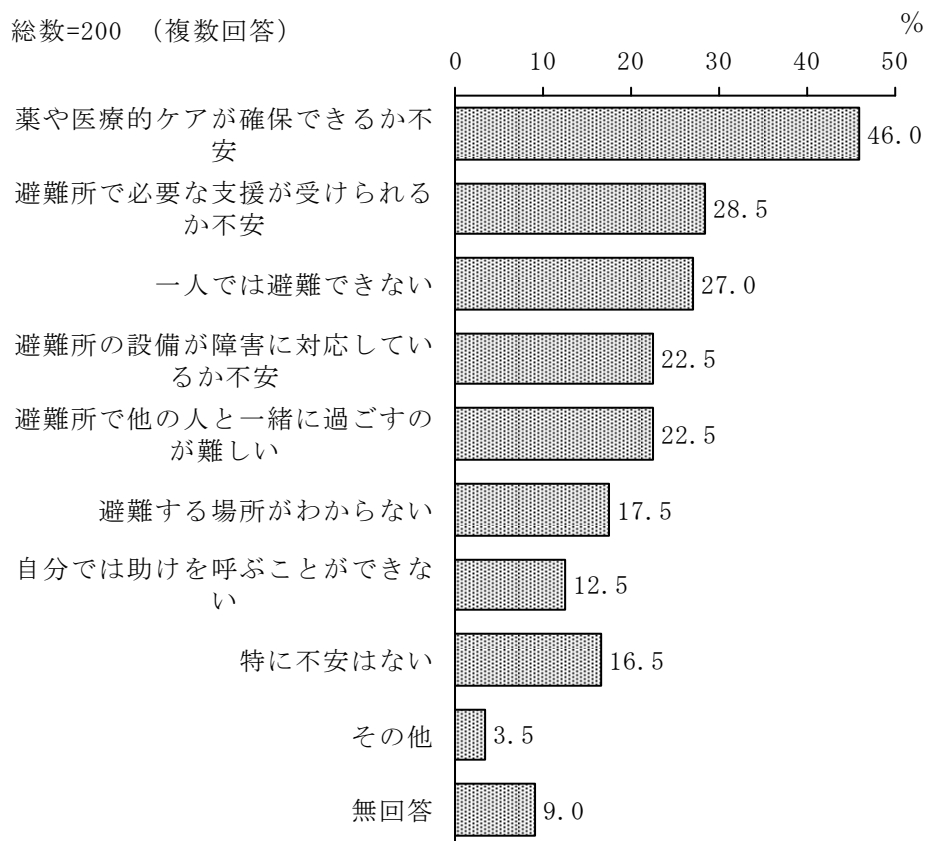
○ひとりで暮らしていくために望まれる環境としては、医療機関の身近さ、日常の買い物の利便性を求める声が圧倒的に多くなっています。

■防災について

○災害発生時の不安

問43. 災害が起きたときに不安を感じること

総数=200 （複数回答）



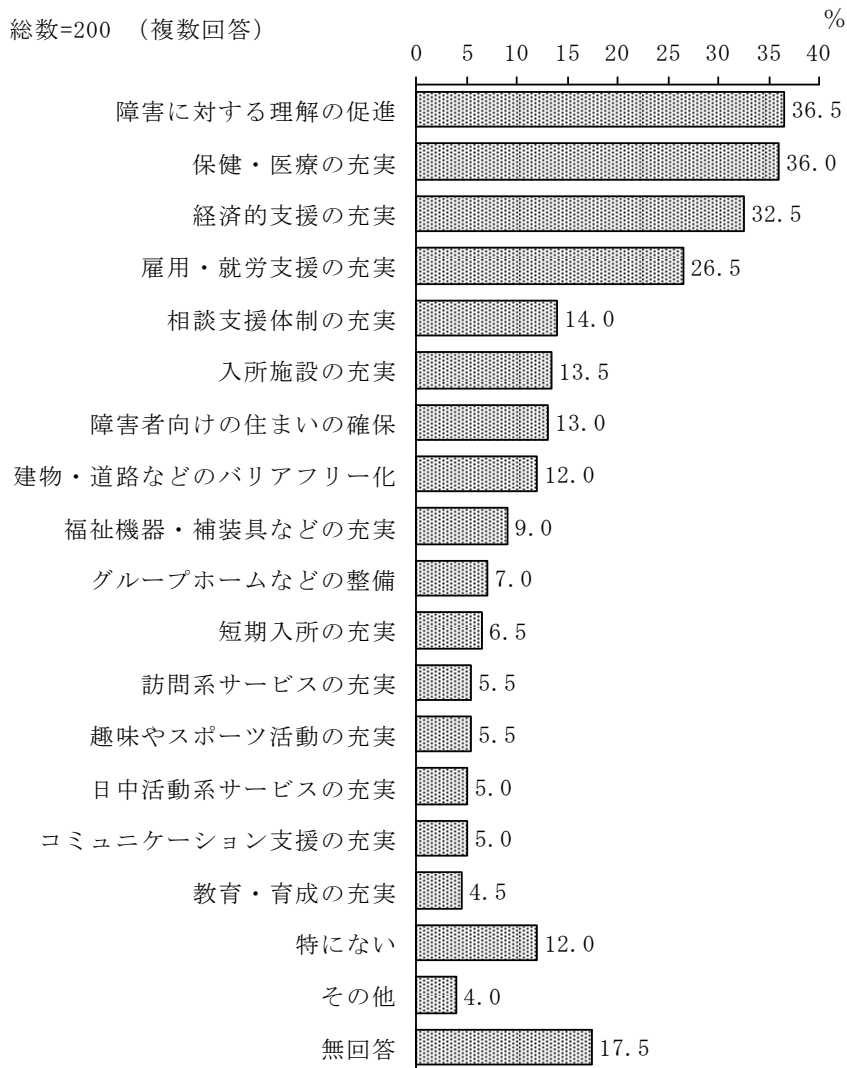
○災害発生時の不安については、薬や医療的ケアの確保が最も多くなっています。
○このほか、避難所での生活に関する不安も大きく、一人で避難できないことも懸念されています。

■障害者施策全般について

○今後の重点

問44. 障害者施策で力を入れてほしいこと

総数=200 （複数回答）



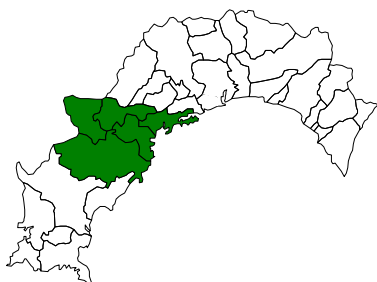
○障害者施策の重点については、理解、保健・医療、経済などの問題への取り組みを求める声が特に多くなっています。

○全体的な課題としては、次のような事項があげられます。

- ・障害のある人及び介助者の高齢化への対応（高齢者対策も含めた支援対策）
- ・障害のある人への情報提供の充実（情報提供手段の充実も含めて）
- ・生活環境のバリアフリー化の推進（交通機関、公共施設等）
- ・社会参加意欲の拡大に対応した参加環境の改善（バリアフリー化も含めて）
- ・防災・災害時の対策の強化
- ・障害に対する町民意識の啓発、理解の促進、共生の意識づくり

「第3期高知県障害福祉計画」高幡圏域（抜粋）

須 崎 市 四 万 十 町
 檮 原 町 津 野 町
 中 土 佐 町



●圏域内の障害のある人の状況（H23.3.31 現在）

	人数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	62,517		21,953	35.1%
身体障害者手帳所持者	4,132	6.61%	3,151	76.3%
療育手帳所持者	508	0.81%	53	10.4%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	230	0.37%	29	12.6%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 673 人				

※人口は、H23.3.31 現在 住民基本台帳登録数

1 現状等

（1）圏域の現状と課題

○ 当圏域は、他の圏域と比べて施設等が少なく、圏域内の施設等ではサービスの確保が難しいため、他の圏域の施設も利用しながら、必要なサービスを確保しています。

また、施設等が偏在し、地域によっては、利用できるサービスが限られることから、介護保険の施設を基準該当事業所として利用することなどでサービスを提供している状況にあり、サービスの質の向上が課題となっています。

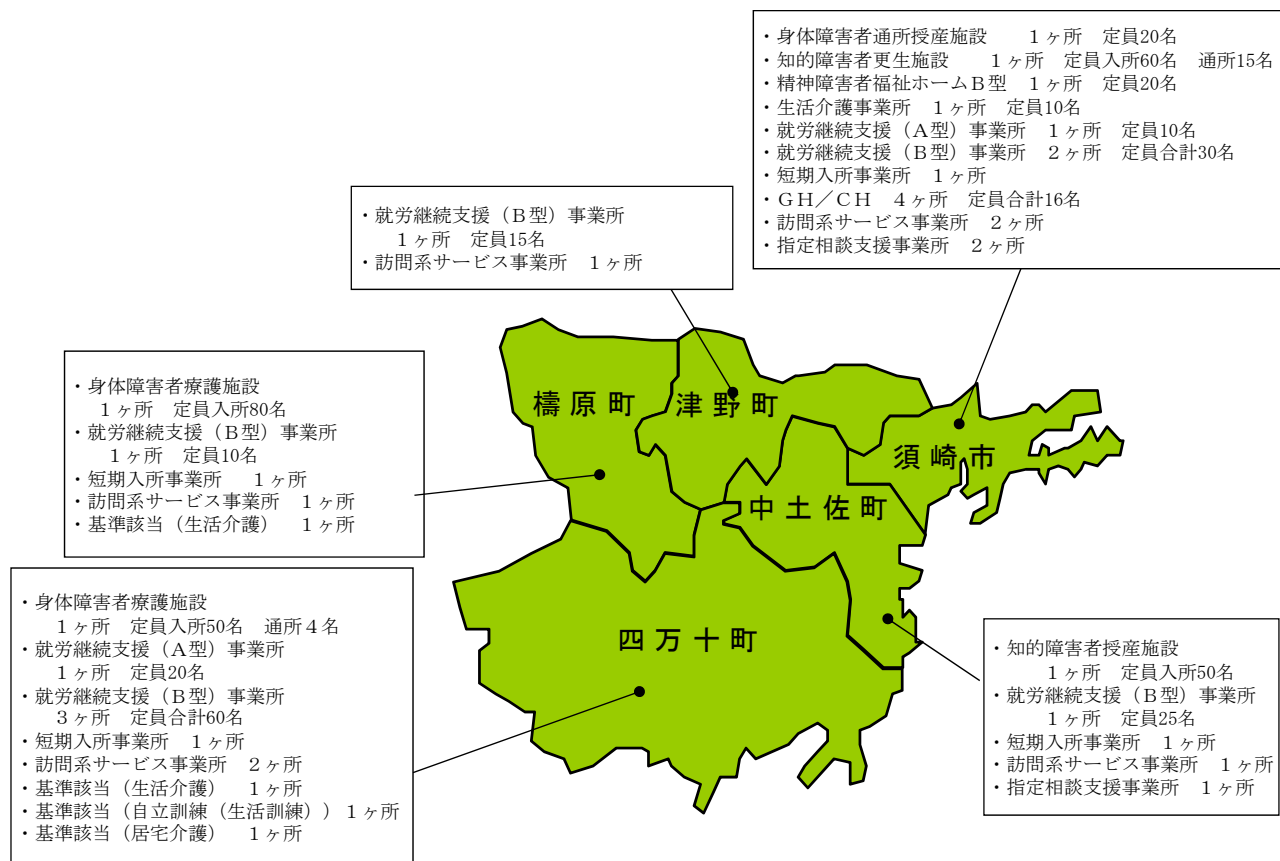
○ 平成23年7月時点のサービスの利用実績は、訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスともに第2期計画の見込量より少なくなっていますが、旧法施設を含めた障害福祉サービスの利用者は年々増加しており、新体系への移行期限である平成23年度末には見込量にほぼ達すると考えられます。

○ 短期入所については、定員枠に対し利用者が上まわっている上に、今後も増加が見込まれることから、事業所の充実が望まれます。

○ 指定相談支援事業所については、3カ所と少なく、直営で実施している市町が多くなっており、きめ細やかな相談支援に向けて体制の充実が必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成 23 年 7 月 31 日現在】



(3) 圏域内の地域移行等の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目 標 値	備 考
入所者数	181 人	H17. 10. 1 時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	43 人	第 2 期計画の目標値：53 人 23 年 7 月末時点の実績：30 人
【目標値】 平成 26 年度末入所者数	162 人	第 2 期計画の目標値：141 人 23 年 7 月末時点の実績：169 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
平成 17 年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数	1 人	
【目標値】 26 年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	14 人	第 2 期計画の目標値：10 人 22 年度の実績：4 人

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	689 時間/月	838 時間/月	996 時間/月	1,187 時間	1,224 時間	1,259 時間
	35 人	38 人	48 人	73 人	79 人	84 人

※利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
生 活 介 護	108 人日/月	139 人日/月	438 人日/月	4,367 人日/月	4,403 人日/月	4,355 人日/月
	9 人	10 人	25 人	213 人	217 人	214 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	— 人日/月	43 人日/月	77 人日/月	44 人日/月	44 人日/月	110 人日/月
	— 人	2 人	4 人	2 人	2 人	5 人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
自 立 訓 練 (生活訓練)	— 人日/月	— 人日/月	5 人日/月	54 人日/月	54 人日/月	54 人日/月
	— 人	— 人	1 人	3 人	3 人	3 人
就労移行支援	66 人日/月	139 人日/月	95 人日/月	117 人日/月	88 人日/月	110 人日/月
	3 人	7 人	5 人	6 人	4 人	5 人
就労継続支援 (A 型)	454 人日/月	588 人日/月	626 人日/月	799 人日/月	841 人日/月	886 人日/月
	21 人	28 人	37 人	44 人	47 人	48 人
就労継続支援 (B 型)	1,805 人日/月	2,109 人日/月	1,906 人日/月	4,014 人日/月	4,210 人日/月	4,373 人日/月
	114 人	130 人	132 人	242 人	253 人	257 人
療 養 介 護	— 人	— 人	— 人	18 人	19 人	19 人
短 期 入 所	93 人日/月	71 人日/月	199 人日/月	315 人日/月	300 人日/月	314 人日/月
	8 人	10 人	20 人	35 人	36 人	38 人

※利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	68 人	87 人	86 人	124 人	138 人	148 人
施設入所支援	1 人	3 人	19 人	170 人	170 人	166 人

※利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
計画相談支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	75 人/月	94 人/月	119 人/月
地域移行支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	14 人/月	14 人/月	22 人/月
地域定着支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	19 人/月	19 人/月	26 人/月

※利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定 員見込 (23 年度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
生 活 介 護	255 人	圏域内事業所利用見込者数	238 人	241 人	238 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる数	(2 人)	(2 人)	(5 人)
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	(1 ケ 所)	—	—
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	—	圏域内事業所利用見込者数	2 人	2 人	2 人
		整備が必要と見込まれる数	2 人	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ケ所	—	—
就 労 移 行 支 援	6 人	圏域内事業所利用見込者数	3 人	4 人	5 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就 労 継 続 支 援 (A 型)	30 人	圏域内事業所利用見込者数	35 人	36 人	38 人
		整備が必要と見込まれる数	5 人	1 人	2 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ケ所	—	—
就 労 継 続 支 援 (B 型)	200 人	圏域内事業所利用見込者数	212 人	222 人	227 人
		整備が必要と見込まれる数	12 人	10 人	5 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ケ所	1 ケ所	—

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年 度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
短 期 入 所	4 ケ所	圏域内事業所利用見込者 数	27 人	29 人	31 人
		整備が必要と見込まれる 数	(27 人)	(29 人)	(31 人)

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年 度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
共同生活援助 共同生活介護	40 人	圏域内事業所利用見込者数	58 人	73 人	85 人
		整備が必要と見込まれる数	18 人	15 人	12 人
		整備が必要と 見込まれる事業所数	4 ケ所	3 ケ所	2 ケ所
施設入所支援	230 人	圏域内事業所利用見込者数	210 人	204 人	199 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と 見込まれる事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 圏域内の事業所を新たに利用する人や、特別支援学校の卒業生などの利用者に対してもサービスが提供できるよう、圏域内の施設等の整備を進めます。

特に、整備が必要と見込まれる就労継続支援事業所については、事業者など関係機関との連携を図りながら、計画的に整備を進めていきます。

- サービス提供基盤が十分でない中山間地域においても、障害のある人が身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、中山間地域において新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者への助成や、あったかふれあいセンターの利用の促進などにより、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 住まいの場の確保

- 施設入所者等の地域生活への移行も見込まれる中、グループホームについては、今後も対象者の増加により不足することが見込まれることから、遊休施設を活用することなどにより整備を進め、障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の充実を図ります。

(3) 地域における支援体制の充実

- 新たな相談支援事業所の整備に向けて市町との協議を進めていきます。また、相談支援専門員の研修体制の充実強化を図ります。
- 各市町の地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた支援を行います。
また、官民協働の「高幡圏域の障害者が地域で暮らすためのネットワーク会議」を継続して開催し、関係者や住民の参加を得ながら圏域の課題を検討していきます。
- 地域移行・定着支援事業については、特に精神科病院に入院中の精神障害者の退院支援、地域生活の支援体制の整備を市町、医療機関、関係機関と連携を図りながら進めていきます。
- 就労支援については、就労継続支援事業所や公共職業安定所、就業・生活支援センターと連携して、圏域内での就労を促進していきます。

四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第3号及び障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第88条に基づく、四万十町障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項を協議するため、四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 須崎公共職業安定所 | (1名) |
| (2) 高知県須崎福祉保健所 | (1名) |
| (3) しまんと町社会福祉協議会 | (1名) |
| (4) 四万十町民生児童委員協議会 | (1名) |
| (5) 身体障害者相談員 | (1名) |
| (6) 知的障害者相談員 | (1名) |
| (7) くぼかわボランティア連絡協議会 | (1名) |
| (8) 身体障害者療護施設 オイコニア | (1名) |
| (9) 就労継続支援B型事業所 やまびこ | (1名) |
| (10) 作業所 由菜の里 | (1名) |
| (11) 知的障害者更生施設 くすのき園 | (1名) |
| (12) 身体障害者代表 | (1名) |
| (13) 知的障害者又は家族等代表 | (1名) |
| (14) 精神障害者又は家族等代表 | (1名) |
| (15) 学校教育課長 | (1名) |
| (16) 健康福祉課長 | (1名) |
| (17) 地域包括支援センター | (1名) |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画及び障害福祉計画策定までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長1名をおく。

2 会長は会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めること、並びに資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の運営上必要な事務は、健康福祉課において行なう。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月4日から施行する。

四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

役職名等	氏名
須崎公共職業安定所 所長	込山 学
須崎福祉保健所 所長	森沢 啓明
しまんと町社会福祉協議会 事務局長	長谷部 恵美
民生児童委員 会長	今城 守政
身体障害者相談員	嶋岡 敏
知的障害者相談員	戸田 利丕
くぼかわボランティア連絡協議会 会長	牧野 利恵子
障害者支援施設 オイコニア 支援係長	大崎 和正
就労継続支援B型事業所 やまびこ 主任支援員	佐々木 香代
作業所 由菜の里 副所長	田井 智子
知的障害者更生施設 くすのき園 施設長	楠木 博
身体障害者代表	弘瀬 佳和
知的障害者保護者代表 十和保護者会会長	竹本 茂行
精神障害者家族代表 高幡地区家族会理事	津野 教子
教育委員会 教育次長兼学校教育課長	岡 澄子
健康福祉課 課長	山川 明彦
地域包括支援センター 所長	三本 明子